

令和 3 年 2 月 15 日

令和 3 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和三年広島県議会二月定例会議案目次（その二）

県第十八号	広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例……………	一
県第十九号	広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	四
県第二十号	広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	六
県第二十一号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例……………	二八
県第二十二号	広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例……………	八二
県第二十三号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	八四
県第二十四号	広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	九一
県第二十五号	公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正する条例……………	九三
県第二十六号	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	九六
県第二十七号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	一七五
県第二十八号	道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二三八
県第二十九号	広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例……………	二四一
県第三十号	広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止する条例……………	二四九
県第三十一号	工事請負契約の締結について……………	二五一
県第三十二号	財産の処分について……………	二五三
県第三十三号	財産の処分について……………	二五五
県第三十四号	財産の無償貸付けについて……………	二五七
県第三十五号	損害賠償の額を定めることについて……………	二五九
県第三十六号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二六一
県第三十七号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二六三
県第三十八号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二六五
県第三十九号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二六七
県第四十号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二六九
県第四十一号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二七一
県第四十二号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二七三
県第四十三号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二七五

県第四十四号	公の施設の指定管理者の指定について	二七七
県第四十五号	公の施設の指定管理者の指定について	二七九
県第四十六号	公の施設の指定管理者の指定について	二八一
県第四十七号	公の施設の指定管理者の指定について	二八三
県第四十八号	公の施設の指定管理者の指定について	二八五
県第四十九号	広島高速道路公社の定款の一部変更について	二八七
県第五十号	広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求める ことについて	二八九
県第五十一号	包括外部監査契約の締結について	二九一
県第五十二号	公立大学法人県立広島大学に係る中期目標の一部変更について	二九三

県第十八号議案

広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症 対策基金条例案

広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症 対策基金条例

(設置)

第一条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン等において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）対策に要する経費の財源に充てるため、広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 国から交付されたホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金相当額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号

（第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金が国から交付されることに伴い、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン等において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第十九号議案

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例
の一部を改正する条例案
広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例
の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、三三六八 二一八 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、二六一八 二一八 (略)</p>

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇八三八 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三五〇八</p>	<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一三四八 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三〇四八</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化対策及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を
改正する条例案

広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を
改正する条例

(広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、総合グラウンドの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により総合グラウンドの管理を行う場合においては、グラウンド及び附属設備を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第一から別表第八までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第一から別表第八までに定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十八条 (略)

第十八条 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、体育館の管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定により体育館の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第一から別表第七までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第一から別表第七までに定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十七条 (略)

第十七条 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することが

できないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、国際協力センターの管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定により国際協力センターの管理を行う場合においては、施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

第十八条 (略)

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十二條 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、縮景園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により縮景園の管理を行う場合においては、園内施設又は駐車場を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二又は別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二又は別表第三に定める金額の</p>	<p>第二十一条 (略)</p>

範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第二十三条 (略)

第二十三条 (略)

(広島県立美術館条例の一部改正)

第五条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十二条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、美術館の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により美術館の管理を行う場合においては、展示施設等及び駐車場を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十二条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p>

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第十九条 (略)

〔指定管理者の指定を取り消した場合等の特例〕

第二十条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民文化センターの管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定により県民文化センターの管理を行う場合においては、施設等を利用しようとする者から、使用料を徴収する。

3| 第十条第一項及び第三項、第十一条及び第十二条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者(以下「利用許可を受けた者」という。)」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第二十一条 (略)

改正前

第十九条 (略)

第二十条 (略)

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)
第七条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第十八条 (略)

第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、文化芸術ホールの管理を行うものとする。

改正前

第十八条 (略)

2| 知事は、前項の規定により文化芸術ホール

の管理を行う場合においては、施設等を利用しようとする者から、使用料を徴収する。

3| 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民の森の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県民の森の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第八条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p>

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、公園施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公園施設の管理を行う場合においては、別表第四に掲げる施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「同表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p>

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける</p>	<p>第十六条 (略)</p>

者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、もみのき森林公園の管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定によりもみのき森林公園の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第十八条 (略)

第十七条 (略)

(広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>例) (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民の浜の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県民の浜の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に</p>	<p>第十六条 (略)</p>

定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第十八条・第十九条 (略)

第十七条・第十八条 (略)

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、中央森林公園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により中央森林公園の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十八条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなくとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、センター及び別表第一に掲げる施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条及び第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「同表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十八条 (略)</p>

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなくとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、研修室等を利用する</p>	<p>第十七条 (略)</p>

者から、使用料を徴収する。
 31 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

第十八条 (略)

(広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十一条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、視覚障害者情報センターの管理を行うものとする。</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>第十条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p>
<p>(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)</p> <p>第十六条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者</p>
<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者</p>	<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者</p>

を除く。以下同じ。）及びあけぼのを利用する者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。）は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一（備考一を除く。）の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

第十八条 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十八条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、リハビリテーションセンターの管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定によりリハビリテーションセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第九条から第十条までの規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者が別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第三に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と、「あらかじめ知事の承認を得て、前条の」とあるのは「前条の」と読み替えるものとする。

を除く。）及びあけぼのを利用する者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。）は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一（備考一を除く。）の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

第十八条 (略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十七条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第七条 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者(法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十六条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、福山若草園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により福山若草園の管理を行う場合においては、福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第七条及び第八条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあ</p>	<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第七条 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者(法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p>

るのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第十八条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(利用料金等の納付等)

第七条 松陽寮を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)又はわかば療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならぬ。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

第十六条 (略)

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第十六条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、療育支援センターの管理

(利用料金等の納付等)

第七条 松陽寮を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。)又はわかば療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。)は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならぬ。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

第十六条 (略)

<p>2 知事は、前項の規定により療育支援センターの管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者又はわかば療育園を利用する者及び宿泊施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第七条及び第八条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例の一部改正)</p> <p>第十九条 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例(平成二十八年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>第十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十二条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p>
<p>(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)</p> <p>第二十条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p>	<p>第十八条 (略)</p>
<p>改正後</p>	<p>改正後</p>

第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、産業会館の管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定により産業会館の管理を行う場合においては、産業会館を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)
第二十一条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、別表の施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める</p>	<p>第十八条 (略)</p>

<p>金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十九条（略）</p>
<p>（広島県栽培漁業センター設置及び管理条例の一部改正）</p> <p>第二十二條 広島県栽培漁業センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>改正後</p> <p>第六條（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第七條 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、栽培漁業センターの管理を行うものとする。</p> <p>第八條（略）</p> <p>（広島県緑化センター設置及び管理条例の一部改正）</p> <p>第二十三條 広島県緑化センター設置及び管理条例（昭和五十五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>第六條（略）</p> <p>第七條（略）</p>
<p>改正後</p> <p>第九條（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第十條 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了す</p>	<p>改正前</p> <p>第九條（略）</p>

るまでの間、緑化センターの管理を行うものとする。

第十一条 (略)

第十条 (略)

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第二十四条 広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二十四条 (略)

第二十四条 (略)

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第二十五条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、ヘリポートの管理を行うものとする。

第二十六条 (略)

第二十五条 (略)

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第二十五条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十六条 (略)

第十六条 (略)

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第十六条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、港湾施設の管理を行うものとする。

2) 知事は、前項の規定により港湾施設の管理を行う場合においては、使用者から、使用料

3| を徴収する。
 第五条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「使用料又は利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第一に規定する金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは「別表第一に規定する金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二十六条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条の四 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十四条の五 知事は、指定管理漁港施設について、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、指定管理漁港施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定管理漁港施設の管理を行う場合においては、指定管理漁港施設を使用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十二条の二第一項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第三に規定する金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第三に規定する金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十四条の四 (略)</p>

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第二十七条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>

<p>例) (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、マリナー施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりマリナー施設の管理を行う場合においては、使用者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第一に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第一に定める金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p>
--	-----------------

(ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十八条 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例(平成十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>例) (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、ボートパーク施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりボートパーク施設の管理を行う場合においては、使用者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第一に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第一に定める金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十八条 (略)</p>

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(広島県都市公園条例の一部改正)

第二十九条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十四条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十五条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、都市公園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により都市公園の管理を行う場合においては、別表第一及び別表第二に掲げる有料施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第二十七条(第一項に限る。)から第十九条までの規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者がこれらの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは、「これらの表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは、「使用料」と、「指定管理者は」とあるのは、「知事は」と、「第十四条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「第十四条第一項の許可を受けた者(以下「利用許可を受けた者」という。)(一)とあるのは「使用料を納付した者」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十六条 (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p> <p>第二十五条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

指定管理者の経営破綻等により、指定管理者が不在となる場合におけるリスク管理を強化することを目的として、知事による直営での管理に関する規定を整備するため、この条例案を提出する。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p>	<p>の交付 法第十二条第一項又は第十三条第二項のエネルギー消費性能適る建築物エネルギー消費性能判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>特定建築行為（法第十一条第一項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物の工場、倉庫その他エネルギー消費量に關してこれらに類する規則で定める用途に供する部分（以下この項において「工場等部分」という。）の床面積の合計の1/10から1/7までに掲げる区分に定むる額を、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分）（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計の2/10から2/7までに掲げる区分に定むる額を、それぞれ合算した額</p>	<p>1 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 二四、〇〇〇円 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一号の基準（以下こ</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p>	<p>の交付 法第十二条第一項又は第十三条第二項のエネルギー消費性能適る建築物エネルギー消費性能判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>特定建築行為（法第十一条第一項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物の工場、倉庫その他エネルギー消費量に關してこれらに類する規則で定める用途に供する部分（以下この項において「工場等部分」という。）の床面積の合計の1/10から1/6までに掲げる区分に定むる額を、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分）（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計の2/10から2/6までに掲げる区分に定むる額を、それぞれ合算した額</p>	<p>1 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 二五、〇〇〇円 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一号の基準（以下こ</p>

の項において「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合している場合にあっては二〇、〇〇〇円）
 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のもの
 の
 三三、〇〇〇円
 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては二八、〇〇〇円）
 3| 工場等部分の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のもの
 四五、〇〇〇円
 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては四〇、〇〇〇円）
 4| 工場等部分の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上、五〇〇平方メートル未満のもの
 一〇八、〇〇〇円
 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一〇一、〇〇〇円）
 5| 工場等部分の床面積の合計が五、

の項において「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合している場合にあっては二〇、〇〇〇円）
 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のもの
 の
 四六、〇〇〇円
 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては四一、〇〇〇円）
 3| 工場等部分の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上、五〇〇平方メートル未満のもの
 一一〇、〇〇〇円
 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一〇三、〇〇〇円）
 4| 工場等部分の床面積の合計が五、

○○○円
 ○○○円
 ○○○円

二
 1 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四一、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては九二、
 ○○○円)
 二四四、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては二三四、
 ○○○円)
 7|
 7| 工場等部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 二四四、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては二三四、
 ○○○円)
 一九七、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては二三四、
 ○○○円)
 6|
 6| 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一五二、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては一五二、
 ○○○円)
 一六〇、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては一五二、
 ○○○円)
 ○○○平方メートル以上一〇〇平方メートル未満のもの

二
 1 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四七、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては九四、
 ○○○円)
 二五〇、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては二三九、
 ○○○円)
 6|
 6| 工場等部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 二五〇、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては二三九、
 ○○○円)
 5|
 5| 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一五五、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては一五五、
 ○○○円)
 一六三、
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合にある
 ては一五五、
 ○○○円)
 ○○○平方メートル以上一〇〇平方メートル未満のもの

2 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、メートル未満のもの
 3 工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 4 工場等以外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 5 工場等以外の部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合) 〇〇〇円、五五七、〇〇〇円

2 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 3 工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 4 工場等以外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (モデル建築物消費性エネルギー基準に適合している場合) 〇〇〇円、五六九、〇〇〇円

分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの	一、二、 五〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メートル 未満のもの	一、六、 五〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）	3 工場等部 分の床面積 の合計が一、 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇〇 〇平方メー ートル未満の もの	二、二、 五〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）	4 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー ートル未満の もの	五、四、 〇〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）
---	---------------	---	---	---------------	---	--	---------------	---	--	---------------	---

分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの	一、二、 五〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 二、〇〇〇 平方メートル 未満のもの	二、三、 〇〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）	3 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー ートル未満の もの	五、五、 〇〇〇〇円	（モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合）
---	---------------	---	---	---------------	---	--	---------------	---

51 | 五〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未
 満のもの
 八〇、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては七六、
 〇〇〇円)
 61 | 〇〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 九八、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては九四、
 五〇〇円)
 71 | 五〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メートル
 以上のもの
 一二二、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一一七、
 〇〇〇円)
 二
 1 | 五〇〇円
 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が三〇〇
 平方メートル
 未満のもの
 一二〇、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している)

41 | 五〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未
 満のもの
 八一、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては七七、
 五〇〇円)
 51 | 五〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一〇一、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては九六、
 五〇〇円)
 61 | 五〇〇円
 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メートル
 以上のもの
 一二五、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一一九、
 五〇〇円)
 二
 1 | 五〇〇円
 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が三〇〇
 平方メートル
 未満のもの
 一二三、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している)

<p>法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 (略) 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三六、〇〇〇円 (当該計画が法第三十条第一項の基準に適合していることについての規則で定める図書(以下「誘導基準適合図書」という。)を提出す</p>
<p>法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 (略) 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三七、〇〇〇円 (当該計画が法第三十条第一項の基準に適合していることについての規則で定める図書(以下「誘導基準適合図書」という。)を提出す</p>
<p>トル未満のもの 三四三、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は二六三、五〇〇円)</p>	<p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四〇五、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は一九六、五〇〇円)</p>	<p>7 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上四六二、五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は二三〇、五〇〇円)</p>
<p>トル未満のもの 三五〇、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は一六七、〇〇〇円)</p>	<p>5 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四一四、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は二〇一、〇〇〇円)</p>	<p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上四七三、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にある場合は二三五、〇〇〇円)</p>

出する場合は、五、〇〇〇円)
 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 四〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円)
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、一〇、〇〇〇円)
 2 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一二〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、一一、二〇〇円)
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 二〇〇八〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、四八、〇〇〇円)
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 二九八〇〇円
 (誘導基準

出する場合は、五、〇〇〇円)
 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 四一〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円)
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七四〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、一〇、〇〇〇円)
 2 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一四〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、一一、四〇〇円)
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 二一一〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場合は、四八、〇〇〇円)
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 三〇二〇〇円
 (誘導基準

適合図書を出さず、提出する場合は、八五〇〇〇円）
 三 建築物エネルギー消費性
 能向上計画により新築等し
 ようとする建築物が一に掲
 げる建築物以外の場合で非
 住宅部分のみ認定を受け
 ようとする場合にあつては、
 当該建築物に係る認定を受
 けようとする非住宅部分の
 床面積の合計の1から7ま
 でに掲げる区分に応じ当該
 区分に定める額。ただし、
 四に掲げる建築物に関する
 認定を併せて受けようとし
 る場合は、手数料を徴収し
 ない。
 1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四一、〇〇〇円
 （誘導基準）
 適合図書を出さず、提出する場合は、一〇、〇〇〇円、基準省令第十条第一号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下「非住宅建築物のモデル建築物誘導基準」という。）に適合している場合（誘導基準）
 適合図書を提出する場合を除く。
 以下この項において同じ。）にあつては九二〇〇〇円）

適合図書を出さず、提出する場合は、八六〇〇〇円）
 三 建築物エネルギー消費性
 能向上計画により新築等し
 ようとする建築物が一に掲
 げる建築物以外の場合で非
 住宅部分のみ認定を受け
 ようとする場合にあつては、
 当該建築物に係る認定を受
 けようとする非住宅部分の
 床面積の合計の1から6ま
 でに掲げる区分に応じ当該
 区分に定める額。ただし、
 四に掲げる建築物に関する
 認定を併せて受けようとし
 る場合は、手数料を徴収し
 ない。
 1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四五、〇〇〇円
 （誘導基準）
 適合図書を提出する場合を除く。
 以下この項において同じ。）にあつては九四〇〇〇円）

2 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル以上
一、〇〇〇
平方メート
ル未満のも
の
三〇二、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあって
は一七、〇
〇〇円、非
住宅建築物
のモデル建
築物誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一七、〇
〇〇円)

3| 非住宅部
分の床面積
の合計が一
〇〇〇平方
メートル以
上二、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三九〇、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあって
は二八、〇
〇〇円、非
住宅建築物
のモデル建
築物誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一五五、〇
〇〇円)

4| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの
五五七、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあって
は八五、〇

2 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル以上
二、〇〇〇
平方メート
ル未満のも
の
三九六、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあって
は二九、〇
〇〇円、非
住宅建築物
のモデル建
築物誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一五七、〇
〇〇円)

3| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの
五六五、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあって
は八六、〇

7| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メートル
 の以上のも
 の

6| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 八二〇、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は一七〇、
 ○○○円、
 非住宅建
 築物のモデ
 ル建築物誘
 導基準に合
 している場
 合にあって
 は三九三、
 ○○○円)

5| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 六八六、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は一三五、
 ○○○円、
 非住宅建
 築物のモデ
 ル建築物誘
 導基準に合
 している場
 合にあって
 は三二七、
 ○○○円)

住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 二五〇、〇
 ○○○円)

6| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メートル
 の以上のも
 の

5| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 八二〇、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は一七三、
 ○○○円、
 非住宅建
 築物のモデ
 ル建築物誘
 導基準に合
 している場
 合にあって
 は三九九、
 ○○○円)

4| ○○○円、非
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 六九六、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は一三七、
 ○○○円、
 非住宅建
 築物のモデ
 ル建築物誘
 導基準に合
 している場
 合にあって
 は三三二、
 ○○○円)

住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 二五四、〇
 ○○○円)

九二五、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は二一三、
 ○○○円、
 非住宅建築
 物のモデル
 建築物誘導
 基準に適合
 している場
 合にあって
 は四六一、
 ○○○円)
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で建
 築物全体の認
 定を受けよう
 とする場合に
 あっては、当
 該建築物の住
 宅部分(法第
 十一条第一項
 に規定する住
 宅部分をいう。
 以下この項に
 おいて同じ。
)の床面積(一
 基準省令第四
 条第三項第二
 号に規定する
 数値による評
 価により認定
 を受けようと
 する場合にあ
 っては、住戸
 の部分のみの
 床面積)の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額を、当該
 建築物の非住
 宅部分の床面
 積の合計の5
 から11までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 それぞれ合算
 した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの

九三九、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は二一六、
 ○○○円、
 非住宅建築
 物のモデル
 建築物誘導
 基準に適合
 している場
 合にあって
 は四六八、
 ○○○円)
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で建
 築物全体の認
 定を受けよう
 とする場合に
 あっては、当
 該建築物の住
 宅部分(法第
 十一条第一項
 に規定する住
 宅部分をいう。
 以下この項に
 おいて同じ。
)の床面積(一
 基準省令第四
 条第三項第二
 号に規定する
 数値による評
 価により認定
 を受けようと
 する場合にあ
 っては、住戸
 の部分のみの
 床面積)の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額を、当該
 建築物の非住
 宅部分の床面
 積の合計の5
 から10までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 それぞれ合算
 した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの

七三、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一〇、
 ○○○円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二四、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、二二、
 ○○○円)
 3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二〇八、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、四八、
 ○○○円)
 4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 二九八、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、八五、
 ○○○円)
 5 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二四、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一〇、
 ○○○円、非
 住宅建築物

七四、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一〇、
 ○○○円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二四、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、二二、
 ○○○円)
 3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二一一、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、四八、
 ○○○円)
 4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 三〇二、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、八六、
 ○○○円)
 5 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二四五、
 ○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一〇、
 ○○○円、非
 住宅建築物

8| 非住宅部
 分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 五五、〇〇〇円
 誘導基準等に適合している場合にあっては一五五、〇〇〇円
 9| 非住宅部
 分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六八六、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場
 合にあっては一三五、〇〇〇円、
 モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては
 三二七、〇〇〇円)
 10| 非住宅部
 分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 八二〇、〇〇〇円

7| 非住宅部
 分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 五六五、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場
 合にあっては八六、〇〇〇円、モ
 デル建築物誘導基準等に適合している場合に
 あっては二五四、〇〇〇円)
 8| 非住宅部
 分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六九六、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場
 合にあっては一三七、〇〇〇円、
 モデル建築物誘導基準等に適合している場合に
 あっては三三二、〇〇〇円)
 9| 非住宅部
 分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 八二三、〇〇〇円

<p>法第三十六條第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>	<p>(略)</p>	
<p>法第三十六條第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ っては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p>	<p>(略)</p>	<p>五 法第三十四 条第三項各号 に掲げる事項 を記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p> <p>11 非住宅部 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メートル 以上のもの の 九二五、 〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は二一三、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三九三、〇 〇〇円)</p> <p>(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は一七〇、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三九三、〇 〇〇円)</p>

<p>法第三十一條第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>	<p>(略)</p>	
<p>法第三十一條第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ っては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p>	<p>(略)</p>	<p>五 法第二十九 条第三項各号 に掲げる事項 を記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p> <p>10 非住宅部 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メートル 以上のもの の 九三九、 〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は二一六、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三九九、〇 〇〇円)</p> <p>(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は一七三、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三九九、〇 〇〇円)</p>

<p>2 住戸の床 合計が二〇〇〇〇円（五、五） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円）</p>	<p>1 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル未満の もの 一八、 〇〇〇円 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円）</p>
--	--

<p>2 住戸の床 合計が二〇〇〇〇円（五、五） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円）</p>	<p>1 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トル未満の もの 一八、 〇〇〇円 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円） 提出する場 適合図書 （誘導基準 五〇〇〇円）</p>
--	--

面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、〇〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、一〇、五〇〇円
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇、四〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、二、四〇〇円
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一四、九〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、四、二〇〇円
 三 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合
 分のみ認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併

面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、〇〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、一〇、五〇〇円
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇、四〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、二、四〇〇円
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一四、九〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書提出する場合
 合は、四、二〇〇円
 三 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合
 分のみ認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併

せて受けよう
 とする場合は、
 手数料を徴収
 しない。
 1 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一、二〇〇、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は五、〇〇
 〇円、非住
 宅建築物の
 モデル建築
 物誘導基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては四
 六、〇〇〇
 円)
 2 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 一、五〇〇、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は八、五〇
 〇円、非住
 宅建築物の
 モデル建築
 物誘導基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては五
 八、五〇〇
 円)
 3) 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 のもの
 一、九五、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は一四、〇

せて受けよう
 とする場合は、
 手数料を徴収
 しない。
 1 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一、二〇〇、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は五、〇〇
 〇円、非住
 宅建築物の
 モデル建築
 物誘導基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては四
 七、〇〇〇
 円)
 2 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 一、九八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は一四、五
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 七八、五〇

メートル未
満のもの
四〇五、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は八五、〇
〇〇円、非
住宅建築
物のモデル
建築誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一九六、五
〇〇円）
7| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
五、〇〇〇
平方メート
ル以上のも
の
四六二、
五〇〇円
（誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は一〇六、
五〇〇円、
非住宅建築
物のモデル
建築誘導
基準に適合
している場
合にあって
は二三〇、
五〇〇円）
四 建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で建築物全
体の認定を受
けようとする
場合において
は、当該建築
物の住宅部分
の床面積（基
準省令第四条
第三項第二号
に規定する数
値による評価
値により認定を
受けようとす
る場合にあつ
ては、住戸の
部分のみの床
面積）の合計
（既に当該計
画の認定を受

メートル未
満のもの
四一、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は八六、五
〇〇円、非
住宅建築
物のモデル
建築誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一九九、五
〇〇円）
6| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
五、〇〇〇
平方メート
ル以上のも
の
四六九、
五〇〇円
（誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は一〇八、
〇〇〇円、
非住宅建築
物のモデル
建築誘導
基準に適合
している場
合にあって
は二三四、
〇〇〇円）
四 建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で建築物全
体の認定を受
けようとする
場合において
は、当該建築
物の住宅部分
の床面積（基
準省令第四条
第三項第二号
に規定する数
値による評価
値により認定を
受けようとす
る場合にあつ
ては、住戸の
部分のみの床
面積）の合計
（既に当該計
画の認定を受

けた部分で変
 更しない部分
 に係るものを
 含む。)の1
 から4までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 当該建築物の
 非住宅部分の
 床面積の合計
 (既に当該計
 画の認定を受
 けた部分で変
 更しない部分
 に係るものを
 含む。)の5
 から11までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 それぞれ合算
 した額

1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 三六、
 五〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、五、
 〇〇〇円)

2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 六一、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一、
 五〇〇円)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 一〇四、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、二四

けた部分で変
 更しない部分
 に係るものを
 含む。)の1
 から4までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 当該建築物の
 非住宅部分の
 床面積の合計
 (既に当該計
 画の認定を受
 けた部分で変
 更しない部分
 に係るものを
 含む。)の5
 から10までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を、
 それぞれ合算
 した額

1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 三七、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、五、
 〇〇〇円)

2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 六二、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一、
 〇〇〇円)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 一〇五、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、二四

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のものは、四九、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四一、五〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円)
 6 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、一五、〇〇〇円)
 7 非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のものは、一五、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四三、〇〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円)
 6 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、一四、五〇〇円)
 7 非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 四〇五、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては八五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては九六、五〇〇円)
 11| 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 四六二、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一〇八、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては二三〇、五〇〇円)
 五 法第三十四
 条第三項各号に掲げる事項に記載された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあつて

の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 四一一、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては八六、五〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては九九、五〇〇円)
 10| 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 四六九、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一〇八、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては二三四、〇〇〇円)
 五 法第二十九
 条第三項各号に掲げる事項に記載された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあつて

法第四十一条第一項
建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

は、1及び2
で定める額を
合算した額
2 1 (略)
認定を受けた建築物
エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第三十四條第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の四分の一に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額

申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの
三六、〇〇〇円

(申請に係る建築物が法第二條第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて定める図書(以下「消費性能基準適合図書」と

法第三十六條第一項
建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

は、1及び2
で定める額を
合算した額
2 1 (略)
認定を受けた建築物
エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第三十九條第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の四分の一に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額

申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの
三七、〇〇〇円

(申請に係る建築物が法第二條第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて定める図書(以下「消費性能基準適合図書」と

いう。)を提出する場合には五、〇〇〇円、基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)(以下「モデル住宅消費性能基準」という。)に適合している場合又は同号イ(3)及び同号ロ(3)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては八〇〇〇円

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの

四一、〇〇〇円(消費性能基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円、モデル住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては二〇、〇〇〇円)

二 申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第四条第三項第二号に規定する数値による評価により

いう。)を提出する場合には五、〇〇〇円、基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)(以下「モデル住宅消費性能基準」という。)に適合している場合又は同号イ(3)及び同号ロ(3)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては九〇〇〇円

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの

四一、〇〇〇円(消費性能基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円、モデル住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては二〇、〇〇〇円)

二 申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第四条第三項第二号に規定する数値による評価により

認定を受けようとする場合
 にあつては、住戸の部分の
 みの床面積)の合計の1か
 ら4までに掲げる区分に応
 じ当該区分に定める額を、
 当該建築物の非住宅部分の
 床面積の合計の5から11ま
 でに掲げる区分に応じ当該
 区分に定める額を、それぞ
 れ合算した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七三、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては一〇、
 〇〇〇円、
 基準省令第
 一条第一項
 第二号イ(2)
 (ii)及び同号
 ロ(2)(以下
 「モデル共
 同住宅消費
 性能基準」
 という。)に
 適合して
 いる場合又
 は仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては三
 五、〇〇〇
 円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一三、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては二一、
 〇〇〇円、
 モデル共同

認定を受けようとする場合
 にあつては、住戸の部分の
 みの床面積)の合計の1か
 ら4までに掲げる区分に応
 じ当該区分に定める額を、
 当該建築物の非住宅部分の
 床面積の合計の5から10ま
 でに掲げる区分に応じ当該
 区分に定める額を、それぞ
 れ合算した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七四、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては一〇、
 〇〇〇円、
 基準省令第
 一条第一項
 第二号イ(2)
 (ii)及び同号
 ロ(2)(以下
 「モデル共
 同住宅消費
 性能基準」
 という。)に
 適合して
 いる場合又
 は仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては三
 五、〇〇〇
 円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一三、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては二一、
 〇〇〇円、
 モデル共同

住宅消費性
能基準に適
合している
場合又は仕
様基準に適
合している
場合にあつ
ては六〇、
〇〇〇円)

3 住宅部分
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの

二〇八、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては四
八、〇〇〇
円、モデル
共同住宅消
費性能基準
に適合して
いる場合又
は仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては一
〇九、〇〇
〇円)

4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの

二九八、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては八
五、〇〇〇
円、モデル
共同住宅消
費性能基準
に適合して
いる場合又
は仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては一
六五、〇〇
〇円)

5 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの

二四一、
〇〇〇円

住宅消費性
能基準に適
合している
場合又は仕
様基準に適
合している
場合にあつ
ては六一、
〇〇〇円)

3 住宅部分
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの

二〇八、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては四
八、〇〇〇
円、モデル
共同住宅消
費性能基準
に適合して
いる場合又
は仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては一
〇九、〇〇
〇円)

4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの

三〇一、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては八
六、〇〇〇
円、モデル
共同住宅消
費性能基準
に適合して
いる場合又
は仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては一
六七、〇〇
〇円)

5 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの

二四四、
〇〇〇円

○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては一〇、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

)にあつて
 は九二、〇
 ○○○円)
 6 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三〇一、
 ○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては二七、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

7) 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 のもの
 三九〇、
 ○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては二八、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては一〇、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

)にあつて
 は九四、〇
 ○○○円)
 6 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三九四、
 ○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては二九、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

)にあつて
 は一五六、
 ○○○円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては二八、
 ○○○円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて

8| は一五五、〇〇〇円
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五五七、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては八
 五、〇〇〇
 円、モデル
 建築物消費
 性能基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては二
 五〇、〇〇
 〇円)
 9| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 六八六、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては一
 三、〇〇〇
 円、モデル
 建築物消費
 性能基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては三
 二、〇〇〇
 円)
 10| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メート
 ル以上二五
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 八一八、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては一
 七、〇〇〇
 円)

7| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五六二、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては八
 六、〇〇〇
 円、モデル
 建築物消費
 性能基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては二
 五三、〇〇
 〇円)
 8| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 六九二、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては一
 三、〇〇〇
 円、モデル
 建築物消費
 性能基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては三
 二、〇〇〇
 円)
 9| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇、〇〇〇
 平方メート
 ル以上二五
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 八一八、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては一
 七、〇〇〇
 円)

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第二項（第七条第二項）において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二一から一七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二七までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>

合している 場合にあつ ては一〇、 〇〇〇円)	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 、〇〇〇	の 平方メー ル未満のも の	一六、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一四、 〇〇〇円)	3 工場等部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メー トル未満の もの	二二、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 〇〇〇円)	4 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メー トル未満の もの	五四、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五〇、 〇〇〇円)	5 工場等部 分の床面積 の合計が五、 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メ ートル未 満のもの
----------------------------------	---	-------------------------	-------------	---	--	-------------	---	---	-------------	---	---

合している 場合にあつ ては一〇、 〇〇〇円)	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 、〇〇〇	の 平方メー ル未満のも の	二三、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 〇〇〇円)	3 工場等部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メー トル未満の もの	二二、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 〇〇〇円)	4 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メー トル未満の もの	五四、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五〇、 〇〇〇円)	5 工場等部 分の床面積 の合計が五、 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇〇 平方メ ートル未 満のもの
----------------------------------	---	-------------------------	-------------	---	--	-------------	---	---	-------------	---	---

Blank space for handwritten entries.

八〇、	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては七六、	〇〇〇円)	6]	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	平方メートル	以上二五、	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	九八、	五〇〇円)	7]	工場等部	分の床面積	の合計が二	五、〇〇〇	〇、〇〇〇	平方メートル	以上のもの	一二二、	〇〇〇円)	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては一一七、	〇〇〇円)	二	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	の未満のも	の	一二〇、	五〇〇円)	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては四六、	〇〇〇円)	2	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	以上のもの	〇〇〇平方
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-----	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------

Blank space for handwritten entries.

八一、	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては七七、	五〇〇円)	5]	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	平方メートル	以上二五、	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	一〇一、	〇〇〇円)	6]	工場等部	分の床面積	の合計が二	五、〇〇〇	〇、〇〇〇	平方メートル	以上のもの	一二五、	〇〇〇円)	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては一一九、	五〇〇円)	二	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	の未満のも	の	一二三、	五〇〇円)	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては四七、	〇〇〇円)	2	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	以上のもの	〇〇〇平方
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	------	-------	----	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------

メートル未満のもの
 一五〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は五八、
 〇〇〇円)
 3| 工場等以外
 の部分の
 床面積の合
 計が一〇〇
 〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満のもの
 一九五、
 〇〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は七七、
 五〇〇円)
 4| 工場等以外
 の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満のもの
 二七八、
 五〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は二五、
 〇〇〇円)
 5| 工場等以外
 の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三四三、
 〇〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は一六三、

メートル未満のもの
 一九九、
 〇〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は七九、
 〇〇〇円)
 3| 工場等以外
 の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満のもの
 二八四、
 五〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は二八、
 〇〇〇円)
 4| 工場等以外
 の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三五〇、
 五〇〇円
 (モデル建築物消費性
 能基準に適合している
 場合)にある
 場合は一六七、

省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更である旨の証明書の交付書交付手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額
1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
一、二〇〇、五〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四六二、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては二三〇、五〇〇円
6| 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
四〇五、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては九六、五〇〇円
7| 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四六二、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては二三〇、五〇〇円

省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更である旨の証明書の交付書交付手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額
1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
一、二〇〇、五〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四七三、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては二三五、〇〇〇円
6| 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四七三、〇〇〇円
5| 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
四一四、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては二〇一、〇〇〇円

に適合して
 いる場合に
 あっては四
 六、〇〇〇
 円)
 2 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メートル
 の未満のも
 の
 一五、一
 〇〇〇円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつて
 は八、五〇
 〇円、非住
 宅建築物の
 モデル建築
 物誘導基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては五
 八、五〇〇
 円)
 3 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 のもの
 一九五、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつて
 は一四、〇
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 七、五〇〇
 円)
 4 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 のもの
 二七八、
 五〇〇円
 (誘導基準

に適合して
 いる場合に
 あっては四
 七、〇〇〇
 円)
 2 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メートル
 の未満のも
 の
 一九八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつて
 は一四、五
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 七、八、五
 〇〇円)
 3 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 のもの
 二八二、
 五〇〇円
 (誘導基準

第三十五条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	申請手数料	
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	一〇、五〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令	食肉製品製造業許可	

第三十五条の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による複合型そうざい製		二三、〇〇〇円

第三十五条の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	造業許可申請手数料	
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による密封包装食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十二条第一項及び令第三十五条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	二三、〇〇〇円

第四条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
	医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)	法第四十四条第四項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)		医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)	法第四十四条第四項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
	法第六条の二第二項の規定による地域連携薬局の認定申請手数料	地域連携薬局の認定申請手数料	一、〇〇〇円						
	法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定更新申請手数料	地域連携薬局の認定更新申請手数料	一、〇〇〇円						
	法第六条の三第一項の申請に対する審査	専門医療機関	一、〇〇〇円						

外径が〇・二メートル以上	〇・三メートル未満	外径が〇・三メートル以上	〇・四メートル未満	外径が〇・四メートル以上	〇・七メートル未満	外径が〇・七メートル以上	メートル未満	外径が一メートル以上
メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
一・六円	二・二円	一・一元	〇・六円	三・四円	一・七円	〇・九円	四・八円	九・二円
〇・八円	(略)	二・四円	一・二元	二・四円	一・二元	二・三元	四・六円	二・三元

外径が〇・二メートル以上	〇・三メートル未満	外径が〇・三メートル以上	〇・四メートル未満	外径が〇・四メートル以上	〇・七メートル未満	外径が〇・七メートル以上	メートル未満	外径が一メートル以上
メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
一・四円	一・九円	一・〇円	〇・五円	三・一元	一・六円	〇・八円	四・三元	八・三元
〇・七円	(略)	一・〇円	〇・五円	二・二元	一・一元	二・一元	四・二元	二・一元

(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)
 第六条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第八条関係)			
一 使用料			
センターの区分	種別	種別	金額
保健環境センター	測定機器、試験機器及び分析機器	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、六〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	加工機器	加工機器	一時間につき 一七、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	試験室	試験室	一回につき 一、九〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一八、三〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)
 第七條 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後		改正前	
別表第三(第九条関係)			
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
三 医師面談料	三〇分までごとに六、三〇〇円	三 医師面談料	三〇分までごとに五、一六〇円

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第四(第九条関係) 手数料			
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
五 医師面談料	三〇分までごとに六、三〇〇円	五 医師面談料	三〇分までごとに五、一六〇円
(略)	(略)	(略)	(略)

(ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正)

第九条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第五条関係)			
種別	金額	種別	金額
分析機械	一時間につき <u>一七、四〇〇円</u>	分析機械	一時間につき <u>一四、一〇〇円</u>
測定機械	一時間につき <u>八、九〇〇円</u>	測定機械	一時間につき <u>八、一〇〇円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第十条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
種別	金額	種別	金額
一三(略)	(略)	一三(略)	(略)
四 健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回五七六、〇四〇円以内で管理者が定める額	四 健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回四六二、九四〇円以内で管理者が定める額
五八(略)	(略)	五八(略)	(略)
九 生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回三三〇、〇〇〇円以内で管理者が定める額	九 生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回一〇七、四五〇円以内で管理者が定める額
十五(略)	(略)	十五(略)	(略)
十六(略)	(略)	十六(略)	(略)
十七 レーザー治療料	一回五、六二〇円以内で管理者が定める額		
十八二十(略)	(略)	十七十九(略)	(略)
備考(略)		備考(略)	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条の規定及び次項の措置 公布の日
 - 二 第二条及び第五条から第十条までの規定 令和三年四月一日
 - 三 第三条の規定 令和三年六月一日
 - 四 第四条の規定 令和三年八月一日
- (経過措置)
- 2 第四条の規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第八項の規定に基づき行うことができる同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による認定の申請に対する審査については、一件につき一、〇〇〇円の手数を徴収する。

(提案理由)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料等の廃止など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

案 広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

広島県庁舎整備基金条例（平成十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 令和三年度から令和七年度までの間に限り、財政の健全な運営に資するため、基金の全部又は一部を処分し、一般会計の歳出の財源に充てることができる。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 平成二十八年から平成三十二年までの間に限り、財政の健全な運営に資するため、百二十五億円を限度として処分し、一般会計の歳出の財源に充てることができる。</p>

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県庁舎整備基金を財政の健全な運営に資するため、要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	市町	第二条（略）	市町
<p>事務</p> <p>十七の三（略） (1)―(27)（略） (28) 法第十八条の十七第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付 (29) 法第十八条の十七第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の緊急に行う必要がある場合における届出の受付 (30) 法第十八条の十八第一項の規定による特定粉じん排出等作業に係る措置命令 (31) 法第十八条の十八第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令 (32) 法第十八条の二十一の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令 (33) 法第十八条の二十八第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付 (34) 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設となつたことの届出の受付 (35) 法第十八条の三十第一項の規定による水銀排出施設の構</p>		<p>事務</p> <p>十七の三（略） (1)―(27)（略） (28) 法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付 (29) 法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付 (30) 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令 (31) 法第十八条の十九の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令 (32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付 (33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となつたことの届出の受付 (34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の</p>	

<p>造等の変更の届出の受付 ⁽³⁶⁾ 法第十八条の三十一の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 ⁽³⁷⁾ 法第十八条の三十四第一項の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告 ⁽³⁸⁾ 法第十八条の三十四第二項の規定による措置命令 ⁽³⁹⁾ 法第十八条の三十六第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 ⁽⁴⁰⁾ 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付 ⁽⁴¹⁾ 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付 ⁽⁴²⁾ ⁽⁴⁷⁾ (略)</p>	(略)	<p>構造等の変更の届出の受付 ⁽³⁵⁾ 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 ⁽³⁶⁾ 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告 ⁽³⁷⁾ 法第十八条の二十九第二項の規定による措置命令 ⁽³⁸⁾ 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 ⁽³⁹⁾ 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付 ⁽⁴⁰⁾ 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付 ⁽⁴¹⁾ ⁽⁴⁶⁾ (略)</p>	(略)
<p>二十一の四 (略) ⁽¹⁾ ⁽¹⁶⁾ (略) ⁽¹⁷⁾ 法第十二条の五第四項の規定による公共浄化槽の設置計画の作成の同意 ⁽¹⁸⁾ 法第十二条の五第五項の規定による公共浄化槽の設置計画の変更の同意 ⁽¹⁹⁾ 法第五十三条第一項の規定による報告徴収（浄化槽工事業者に係るものを除く。⁽²⁰⁾において同じ。） ⁽²⁰⁾ (略)</p>	(略)	<p>二十一の四 (略) ⁽¹⁾ ⁽¹⁶⁾ (略) ⁽¹⁷⁾ 法第五十三条第一項の規定による報告徴収（浄化槽工事業者に係るものを除く。⁽¹⁸⁾において同じ。） ⁽¹⁸⁾ (略)</p>	(略)
<p>三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第</p>		<p>三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第</p>	

(大気汚染防止法関係)	事務	<p>第三条 (略)</p> <p>八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	市町	(略)
(大気汚染防止法関係)	事務	<p>第三条 (略)</p> <p>八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	市町	(略)

<p>十八の三 (略)</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項、第十八条の三十六第二項)において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項)において準用する場合を含む。)、第十七条の第五項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十一第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項)において準用する場合を含む。)、の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) (略)</p>	(略)	<p>十八の三 (略)</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項)において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項)において準用する場合を含む。)、第十七条の第五項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項)において準用する場合を含む。)、の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) (略)</p>	(略)
---	-----	---	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第二十八条第四項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。))附則第九条の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者に係るものに限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第三十五条第四項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許</p>	市町	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。))附則第九条の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者に係るものに限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許</p>	市町

(6) 可 (26) (略)		(6) 可 (26) (略)	
------------------------	--	------------------------	--

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略) 事務 十七の三 (略) (1) (27) (略) (28) 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受付 (29) (48) (略)	市町	第二条 (略) 事務 十七の三 (略) (1) (27) (略) (28) (47) (略)	市町
三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、 第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、 第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、 第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、 (49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、 第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、 (9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、 (8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、 (49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、 第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、 (9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、 第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、 (6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、 (38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、 (48)及び(49)、第十一号の二(4)、 第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、 第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、 (39)、(45)、(46)、(50)、(51)、 (54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、 第十四号の三(9)、第十五号(4)、 第十五号の二(6)、(7)及び(9)、 第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで、 及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、 (17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、	(略)	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、 第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、 第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、 第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、 (49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、 第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、 (9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、 (8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、 (49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、 第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、 (9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、 第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、 (6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、 (38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、 (48)及び(49)、第十一号の二(4)、 第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、 第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、 (39)、(45)、(46)、(50)、(51)、 (54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、 第十四号の三(9)、第十五号(4)、 第十五号の二(6)、(7)及び(9)、 第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで、 及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、 (17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、	(略)

(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、
 (8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、
 (31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八
 号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、
 (50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、
 (76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九
 号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、
 第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、
 (24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十
 一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、
 (36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、
 第二十号の三(8)から(10)まで、(14)
 から(17)まで及び(23)から(26)まで、
 第二十号の四(3)、第二十一号の
 二の二(1)及び(2)、第二十一号の
 四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の
 二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、
 (53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、
 (95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号
 の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号
 の三(3)、第二十三号の四(3)、第
 二十四号(6)及び(7)、第二十四号
 の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、
 第二十四号の三(3)並びに第二十
 四号の三の三(2)

(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、
 (8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、
 (30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八
 号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、
 (50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、
 (76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九
 号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、
 第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、
 (24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十
 一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、
 (36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、
 第二十号の三(8)から(10)まで、(14)
 から(17)まで及び(23)から(26)まで、
 第二十号の四(3)、第二十一号の
 二の二(1)及び(2)、第二十一号の
 四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の
 二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、
 (53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、
 (95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号
 の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号
 の三(3)、第二十三号の四(3)、第
 二十四号(6)及び(7)、第二十四号
 の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、
 第二十四号の三(3)並びに第二十
 四号の三の三(2)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和三年四月一日
- 二 第二条の規定 令和三年八月一日
- 三 第三条の規定 令和四年四月一日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設立の認証申請等） 第二条（略） 2-4（略） 5 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。</p> <p>（事業報告書等の提出等） 第四条（略） 2-4（略）</p>	<p>（設立の認証申請等） 第二条（略） 2-4（略） 5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。</p> <p>（事業報告書等の提出等） 第四条（略） 2-4（略） 5 前項の規定により提出する書類のうち法第五十四条第二項第一号に掲げる書類については、既に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類の提出に代えることができる。</p>

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

(提案理由)

特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める
 条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損
 害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正
 する条例案

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める
 条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損
 害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正
 する条例

(公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第一条 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例(平成十八年広島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県公立大学法人の重要な財産を定める条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、広島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号。以下「法」という。)第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。</p>	<p>公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、公立大学法人県立広島大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号。以下「法」という。)第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。</p>

(公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部改正)

第二条 公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(令和二年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>〔広島県公立大学法人〕の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例</p> <p>例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、広島県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例</p> <p>例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

叡啓大学の開学による一法人二大学の運営体制の構築を踏まえ、法人名称を変更することに伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例案

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 第二条 (基本方針) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程) 第七条 (略) 一―六 (略) 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 (略)</p> <p>(非常災害対策) 第八条 (略) 2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(職員の配置の基準) 第十一条 (略)</p>	<p>2 第二条 (基本方針) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営規程) 第七条 (略) 一―六 (略) 七 (略)</p> <p>(非常災害対策) 第八条 (略) 2 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第十一条 (略)</p>

- 2-11 (略)
- 12 (略)
- 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
- 二一五 (略)

(処遇の方針)

第十四条 (略)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)

第十六条 (略)

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条第八条、第十二条から前条まで及び次条から第二十条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十七条 (略)

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、

- 2-11 (略)
- 12 (略)
- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員
- 二一五 (略)

(処遇の方針)

第十四条 (略)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)

第十六条 (略)

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条第八条、第十二条から前条まで及び次条から第二十条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十七条 (略)

業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第十七条の三 養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

（虐待の防止）

第二十條の二 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 二 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第二条 (略) 2-4 (略) 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(職員の専従) 第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(基本方針) 第二条 (略) 2-4 (略)</p> <p>(職員の専従) 第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの職員(介護職員及び第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員を除く。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十一条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第十条第八項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。ユ</p>

ニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム型特別養護老人ホームの職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員については、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七條 (運営規程)
第七條 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

第八條 (非常災害対策)

第八條 (略)

三 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十四條 (処遇の方針)
第十四條 (略)

二五 (略)

六 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

七 (略)

(施設長の責務)

第十八條 (略)

二 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七條、第八條及び第十一條から第二十三條の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十九條 (略)

二 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八條第二項に規定する政令で定

(運営規程)
第七條 (略)

一七 (略)

八 (略)

第八條 (非常災害対策)

第八條 (略)

(処遇の方針)
第十四條 (略)

二五 (略)

六 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

七 (略)

(施設長の責務)

第十八條 (略)

二 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七條、第八條及び第十一條から第二十三條までの規定までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十九條 (略)

める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3] 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2] 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3] 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条 (略)

(衛生管理等)

第二十条の二 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2] 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一] 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二] 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三] 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十条 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第二十三条 (事故発生の防止及び発生時の対応) (略)

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第二十三条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため

次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第二十七条 (略)

一・八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(設備の基準)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

第二十三条 (事故発生の防止及び発生時の対応) (略)

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

(基本方針)

第二十六条 (略)

2 (略)

(運営規程)

第二十七条 (略)

一・八 (略)

九 (略)

(設備の基準)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

- イ (略)
- (2) (1) (略)
- (4) (3) (略)
- 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (5) (9) (略)
- ローニ (略)
- 二一四 (略)
- 五・六 (略)

第二十九条 (略)

- 2-7 (略)
- 8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二・三 (略)
- 9 (略)

(勤務体制等)

第三十一条 (略)

- 2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

- イ (略)
- (2) (1) (略)
- (4) (3) (略)
- 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (二) ユニットに属さない居室を改修したものにについては、定員が一人の居室の場合にあっては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあっては入居者相互の視線が遮断できれば、居室を隔てる壁と、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (5) (9) (略)
- ローニ (略)
- 二一四 (略)
- 五・六 (略)

(サービスの取扱方針)

第二十九条 (略)

- 2-7 (略)
- 8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二・三 (略)
- 9 (略)

(職員の配置等)

第三十一条 (略)

- 2 (略)

その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の二まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一―七 (略)

2―8 (略)

9 (略)

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二―五 (略)

10―14 (略)

(準用)

第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十三条の二までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで

(準用)

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

一―七 (略)

2―8 (略)

9 (略)

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二―五 (略)

10―14 (略)

(準用)

第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十三条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十

及び第十六条から第二十三条の二まで」と読み替えるものとする。

(設備の基準)
第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする(イ)。

(5) (略)
ローニ (略)
二―四 (略)
5―7 (略)

(準用)

第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第四十三條並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十七條、第二十九條、第三十一條及び第三十

六条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。

(設備の基準)
第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものに於ては、定員が一人の居室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては入居者相互の視線が遮断できれば、居室を隔てる壁と、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) (略)
ローニ (略)
二―四 (略)
5―7 (略)

(準用)

第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条まで」とあるのは「第四十三條並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十七條、第二十九條、第三十一條及び第三十二條」と読み替えるものとする。

二条」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第四条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数) 第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。</p>	<p>(基本方針) 第四条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第三十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の従業者(介護職員及び第三十九条第一項の規定に基づき配置される看護職員を除く。)又は指定介護老人福</p>

5-10 (略)

第十四条 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2・3 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十五条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意

5-10 (略)

第十四条 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2・3 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十五条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者(介護職員及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者が従業者の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から行わなければならない)とされる職員配置により配置される看護職員を除く。)については、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

見を求めるものとする。
7-12 (略)

(運営規程)
第二十二條 (略)

- 一-七 (略)
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十三條 (略)

- 2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第二十三條の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十五條 (略)

- 2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

7-12 (略)

(運営規程)
第二十二條 (略)

- 一-七 (略)
- 八 (略)

(従業者によるサービス提供)

第二十三條 (略)

(非常災害対策)
第二十五條 (略)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一| 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四| 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 (略)

一・二 (略)

三| 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四| 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第三十条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一| 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三| 当該指定介護老人福祉施設において、介

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 (略)

一・二 (略)

三| 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

3| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4| ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(設備)

第三十四条 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、
(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) ローニ (略)
二五 (略)
2 (略)

(ユニット型指定介護老人福祉施設における

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

(設備)
第三十四条 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものに於ては、定員が一人の居室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては、入居者相互の視線が遮断されば、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ローニ (略)
二五 (略)
2 (略)

(ユニット型指定介護老人福祉施設における

サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(勤務体制等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3) ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対処するために必要な措置を講じなければならない。

4) ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する

サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一八 (略)

九 (略)

(職員の配置等)

第三十九条 (略)

2 (略)

(準用)

第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する

第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
6 5 (略)	<p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療</p>	<p>6 5 (略)</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療</p>
<p>第三条 (基本方針) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上 六・七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>第三条 (基本方針) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上 六・七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第二十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の従業者(介護職員を除く。)については、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	

- 法士等、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- 二 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- 三 病床数百以上の病院 栄養士若しくは管理栄養士

四 (略)

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、第五項第二号に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士等、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 理学療法士等又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 二 (略)

第六条 (構造設備の基準)

一 (略)

- イ (略)
- ロ (略)

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二十六条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第二十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

- ハ (略)
- ニ (略)
- 七 (略)

2 (略)

第十四条 (介護保健施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検

法士等、栄養士又は介護支援専門員

- 二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員
- 三 病床数百以上の病院 栄養士

四 (略)

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、第五項第二号に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士等、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 理学療法士等又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 二 (略)

第六条 (構造設備の基準)

一 (略)

- イ (略)
- ロ (略)

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第二十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

- ハ (略)
- ニ (略)
- 七 (略)

2 (略)

第十四条 (介護保健施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検

討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

7
(略)

2-5
(略)

第十五条 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12
(略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

7
(略)

2-5
(略)

第十五条 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12
(略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一六 (略)

七 (略)

(従業者によるサービス提供)

第二十四条 (略)

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第二十六条（略）

2| 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第二十六条の二

介護老人保健施設の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における感染症又はびまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びびまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びびまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びびまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

（非常災害対策）
第二十六条（略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十一条 (略)

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。()及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第三十一条之二 介護老人保健施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。()を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4| ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(条例で定めるユニット型介護老人保健施設等の施設等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

- 一 (略)
- イ (略)
- ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十二条において準用する第二十六条第一項に規定する計画に入居者の円滑

第三十一条 (略)

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

(条例で定めるユニット型介護老人保健施設等の施設等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

- 一 (略)
- イ (略)
- ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十二条において準用する第二十六条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅

かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十二条において準用する第二十六條第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)
二一七 (略)
5 (略)

(ユニット型介護老人保健施設におけるサービスの取扱方針)

第三十七条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)
9 (略)

(運営規程)

第三十九条 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五

速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十二条において準用する第二十六條に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)
二一七 (略)
5 (略)

(ユニット型介護老人保健施設におけるサービスの取扱方針)

第三十七条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)
9 (略)

(運営規程)

第三十九条 (略)

一七 (略)

八 (略)

(職員の配置等)

第四十条 (略)

2 (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五

条から第十八条まで、第二十条から第二十二
 条まで、第二十四条の二及び第二十六条から
 第三十一条の二までの規定は、ユニット型介
 護老人保健施設について準用する。この場合
 において、第七条中「第二十三条」とあるの
 は「第三十九条」と、第二十一条第二項中「
 この章」とあるのは「第三十六条から第四
 一条まで並びに第四十二条において準用する
 第七条から第十二条まで、第十五条から第
 十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第
 二十四条の二及び第二十六条から第三十一
 条の二まで」と、第二十二條中「第十五条」と
 あるのは「第四十二條において準用する第十
 五条」と、第二十二條第四号中「第三十條第
 二項」とあるのは「第四十二條において準用
 する第三十條第二項」と、第二十二條第五号
 中「第三十一條第三項」とあるのは「第四十
 二條において準用する第三十一條第三項」と
 読み替えるものとする。

条から第十八条まで、第二十条から第二十二
 条まで及び第二十六条から第三十一条までの
 規定は、ユニット型介護老人保健施設につ
 いて準用する。この場合において、第七条中「
 第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、
 第二十一条第二項中「この章」とあるのは「
 第三十六条から第四十一条まで並びに第四
 二条において準用する第七条から第十二条ま
 で、第十五条から第十八条まで、第二十条か
 ら第二十二條まで及び第二十六条から第三十
 一条まで」と、第二十二條中「第十五条」と
 あるのは「第四十二條において準用する第十
 五条」と、第二十二條第四号中「第三十條第
 二項」とあるのは「第四十二條において準用
 する第三十條第二項」と、第二十二條第五号
 中「第三十一條第三項」とあるのは「第四十
 二條において準用する第三十一條第三項」と
 読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定
 める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
 を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第三条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の 権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じなければなら ない。 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養 施設サービスを提供するに当たっては、法第 百十八条の二第一項に規定する介護保険等関 連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定 する療養病床を有する病院として必要とさ れる数以上 二 一四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以 上の指定介護療養型医療施設にあつては、 一以上</p>	<p>(基本方針) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療 法に規定する療養病床を有する病院として 必要とされる数以上 二 一四 (略)</p>

- 六 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二一五 (略)
- 六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上
- 七 (略)
- 四・五 (略)
- 六 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。
- 七 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 八 第一項第六号、第三項第七号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 九・一〇 (略)
- 第十五条 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)
- 二一五 (略)
- 六 (略)
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 五 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二一五 (略)
- 六 (略)
- 四・五 (略)
- 六 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。
- 七 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第三十三条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の従業者（介護職員を除く。）については、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 八 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 九・一〇 (略)
- 第十五条 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)
- 二一五 (略)
- 六 (略)
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

第十六条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一-六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

二・三 (略)

7 (略)

第十六条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一-六 (略)

七 (略)

(従業者によるサービス提供)

第二十四条 (略)

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十六条 (略)

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十六条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)
三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定

(非常災害対策)

第二十六条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)
三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第三十一条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(構造設備)

第三十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

- (1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (2) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(3) 一の病室の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

2-4 (略)

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

(構造設備)

第三十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

- (1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (2) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(3) 一の病室の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

3 3・4
二四 (略)
ロ一ニ (略)
(4) (略)

2 第三十六条 (略)

一 (略)
イ (略)

(2) (1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

3 3・4
二四 (略)
ロ一ニ (略)
(4) (略)

2 第三十七条 (略)

3 3・4
二四 (略)
ロ一ニ (略)
(4) (略)

2 第三十六条 (略)

一 (略)
イ (略)

(2) (1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない病室を改修したものに於ては、定員が一人の病室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては、入院患者相互の視線が遮断できれば、病室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

3 3・4
二四 (略)
ロ一ニ (略)
(4) (略)

2 第三十七条 (略)

- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、
(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三四 (略)

八 (ユニット型指定介護療養型医療施設におけるサービスの取扱方針)
第三十九条 (略)
二七 (略)

九 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二・三 (略)

十 (運営規程)
第四十一条 (略)
一七 (略)
八 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

二 (勤務体制等)
第四十二条 (略)

- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
(二) ユニットに属さない病室を改修したものにあっては、定員が一人の病室の場合にあっては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあっては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあっては、入院患者相互の視線が遮断できれば、病室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三四 (略)

八 (ユニット型指定介護療養型医療施設におけるサービスの取扱方針)
第三十九条 (略)
二七 (略)

九 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二・三 (略)

十 (運営規程)
第四十一条 (略)
一七 (略)
八 (略)

二 (職員の配置等)
第四十二条 (略)

3| ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十三条」とあるのは「第四十一条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十三条から第四十三条まで並びに第四十四条の規定により準用する第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と、第二十二條中「第十六条」とあるのは「第四十四条において準用する第十六条」と、第二十二條第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第四号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

附則

第九条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十一条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設

(準用)

第四十四条 第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十三条」とあるのは「第四十一条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十三条から第四十三条まで並びに第四十四条の規定により準用する第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条の二まで」と、第二十二條中「第十六条」とあるのは「第四十四条において準用する第十六条」と、第二十二條第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第四号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

附則

第九条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十一条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設

については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十二条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五（略）

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

七（略）

第十一条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第三号及び第三十五条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第七条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院その他の病院であつて規則で定めるものの廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

（介護保険法に基づく指定居室サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定

については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十二条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五（略）

六（略）

第十一条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第三号及び第三十五条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第七条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院その他の病院であつて規則で定めるものの廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 (略)

第一節―第三節 (略)

第四節 運営に関する基準 (第九条―第二十七條の二)

第五節 共生型居宅サービスに関する基準 (第二十七條の三・第二十七條の四)

第六節 (略)

第四章―第十五章 (略)

附則

3 | (指定居宅サービスの事業の一般原則)

2 | (略)

3 | 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 | 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十一条 (略)

2 | (略)

3 | (略)

一・二 (略)

二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三―八 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一―六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 (略)

第一節―第三節 (略)

第四節 運営に関する基準 (第九条―第二十七條)

第五節 共生型居宅サービスに関する基準 (第二十七條の二・第二十七條の三)

第六節 (略)

第四章―第十五章 (略)

附則

2 | (指定居宅サービスの事業の一般原則)

3 | (略)

2 | (略)

3 | (略)

一・二 (略)

二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三―八 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一―六 (略)

八 (略)

第二十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

- 第二十三条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2| 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3| 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第二十三条の三 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- 2| 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3| 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一| 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二| 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三| 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十七条 (略)

(虐待の防止)

- 第二十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一| 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレ

七 (略)

第二十三条 (略)

第二十七条 (略)

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十七条の三・第二十七条の四 (略)

(運営規程)

第四十二条 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)

第四十三条 第九条から第十四条まで及び第二十三条の二から第二十七条の二までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。

この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十二条」と、第二十三条の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条 第九条から第十四条まで、第二十三條の二から第二十七條の二まで(第二十六條第五項及び第六項を除く。)及び第三十三條並びに第四節(第三十七條第一項及び第四十三條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十七條において準用する第四十二條」と、第二十三條の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第六十条 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

(運営規程)

第四十二条 (略)

一七 (略)

八 (略)

(準用)

第四十三条 第九条から第十四条まで及び第二十四条から第二十七条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条 第九条から第十四条まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第五項及び第六項を除く。)、第二十七條及び第三十三條並びに第四節(第三十七條第一項及び第四十三條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十七條において準用する第四十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三十七條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第六十条 (略)

一六 (略)

八 (略)

(準用)
第六十一条 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)
第六十七条 (略)

一四 (略)
五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)
第六十九条 (略)

一五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)
第七十条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

七 (略)

(準用)
第六十一条 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)
第六十七条 (略)

一四 (略)
五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)
第六十九条 (略)

一五 (略)
六 (略)

(準用)
第七十条 第九条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十六条 (略)

2 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一―三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

七 (略)

3| 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(運営規程)
第七十七条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第七十八条 第九条から第十四条まで、第二十

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十六条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一―三 (略)

四 (略)

(運営規程)
第七十七条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第七十八条 第九条から第十四条まで、第二十

三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第七十七條」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第八十七條 (略)

一九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 (略)

(研修の機会の確保等)

第八十七條の二 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

2] 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第八十九條 (略)

2] 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第八十九條の二 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2] 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、そ

四条から第二十七条まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第七十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第八十七條 (略)

一九 (略)

十 (略)

(非常災害対策)

第八十九條 (略)

の結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第八十九条の三 (略)

(準用)

第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第八十七条」と、同条、第二十条、第二十三条の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節(第九十条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程(第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条、第二十三条の二第二項、第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項、第八十六条第五項、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)
第九十条 第九条から第十四条まで、第二十

第八十九条の二 (略)

(準用)

第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第八十七条」と、同条及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節(第九十条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程(第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項及び第八十六条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)
第九十条 第九条から第十四条まで、第二十

条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六
六条まで（第二十六条第五項及び第六項を除
く。）、第二十七条の二、第四十一条、第七
十九条及び第四節（第八十三条第一項及び第
九十条を除く。）の規定は、基準該当通所介
護の事業について準用する。この場合におい
て、第九条中「第二十二条」とあるのは「第
百九条において準用する第八十七条」と、同
条、第二十条、第二十三条の二第二項並びに
第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介
護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、
第八十三条第二項中「法定代理受領サービ
スに該当しない指定通所介護」とあるのは「基
準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項
」とあるのは「前項」と読み替えるものとす
る。

(運営規程)

第九 虐待の防止のための措置に関する事項

一 一八 (略)

(衛生管理等)

第九 指定通所リハビリテーション事業所は、当
該指定通所リハビリテーション事業所におけ
る感染症の発生及びまん延の防止のため、次
の各号に定める措置を講じなければならない。
一 当該指定通所リハビリテーション事業所
における感染症の予防及びまん延の防止の
ための対策を検討する委員会（テレビ電話
装置等を活用して行うことができるものと
する。）をおおむね六月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、通所リハ
ビリテーション従業者に周知徹底を図るこ
と。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所
における感染症の予防及びまん延の防止の
ための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所
において、通所リハビリテーション従業者
に対し、感染症の予防及びまん延の防止の
ための研修及び訓練を定期的に実施するこ
と。

(準用)

第九 第九から第十四条まで、第二十
条、第二十三条の二、第二十四条から第二十
七条の二まで、第八十三条及び第八十七条の

条、第二十四条、第二十五条、第二十六条（
第五項及び第六項を除く。）、第四十一条、
第七十九条及び第四節（第八十三条第一項及
び第九十条を除く。）の規定は、基準該当通
所介護の事業について準用する。この場合に
おいて、第九条中「第二十二条」とあるのは
「第九十条において準用する第八十七条」と、
同条及び第二十条中「訪問介護員等」とある
のは「通所介護従業者」と、第八十三条第二
項中「法定代理受領サービスに該当しない指
定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護
」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「
前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第九 第九から第十四条まで、第二十
条、第二十四条から第二十七条まで、第八十
三条、第八十八条及び第八十九条の規定は、

一 一八 (略)

九 (略)

二から第八十九条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第一百七十七条」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二百二十条 (略)

215 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、生活相談員を常勤で配置しないことができる。

7 第一項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

9 (略)

13 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)
第二百二十三条 (略)

二 (略)

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)(又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するた

指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第一百七十七条」と、同条及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二百二十条 (略)

215 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ一人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。

7 (略)

10 (略)

11 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)
第二百二十三条 (略)

二 (略)

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)(又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百三十四条において準用する第八十九条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必

めに必要な事項を定めること。
ロ 第三十四條において準用する第八十
九條第一項に規定する訓練については、
同項に規定する計画に従い、昼間及び夜
間のそれぞれにおいて行うこと。

三 (略)
二・三 (略)

4 併設事業所の場合には、前項の規定にか
わらず、当該指定短期入所生活介護事業所の
効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事
業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者
又は入院患者の処遇に支障がないときは、当
該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居
室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業
の用に供することができるものとする。

5-8 (略)

(運営規程)
第三十二條 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 (略)

(準用)

第三十四條 第十条から第十四條まで、第二
十三條の二、第二十四條から第二十七條の二
まで、第四十一條、第八十七條の二、第八十
九條及び第八十九條の二の規定は、指定短期
入所生活介護の事業について準用する。この
場合において、第二十三條の二第二項並びに
第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介
護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業
者」と、第八十七條の二並びに第八十九條の
二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業
者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」
と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第三十七條 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護
事業所の所在地を管轄する消防長又は消
防署長に照会し、又は協力を求めた上で、
第四十五條において準用する第三十三
四條において準用する第八十九條第一項
に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速
な避難を確保するために必要な事項を定
めること。

ロ 第四十五條において準用する第三十三
四條において準用する第八十九條第一
項に規定する訓練については、同項に規

必要な事項を定めること。
ロ 第三十四條において準用する第八十
九條に規定する訓練については、同條に
規定する計画に従い、昼間及び夜間のそ
れぞれにおいて行うこと。

三 (略)
二・三 (略)

4 併設事業所の場合には、前項の規定にか
わらず、当該指定短期入所生活介護事業所の
効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事
業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者
又は入院患者の処遇に支障がないときは、当
該指定短期入所生活介護事業所を併設する特
別養護老人ホーム等（以下この章において「
併設本体施設」という。）の前項各号に掲げ
る設備（居室を除く。）を指定短期入所生活
介護の事業の用に供することができるものと
する。

5-8 (略)

(運営規程)
第三十二條 (略)

九 (略)
十 (略)

(準用)

第三十四條 第十条から第十四條まで、第二
十四條から第二十七條まで、第四十一條及び
第八十九條については、指定短期入所生活介
護の事業について準用する。

第三十七條 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護
事業所の所在地を管轄する消防長又は消
防署長に照会し、又は協力を求めた上で、
第四十五條において準用する第三十三
四條において準用する第八十九條に規定
する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難
を確保するために必要な事項を定めるこ
と。

ロ 第四十五條において準用する第三十三
四條において準用する第八十九條に規
定する訓練については、同條に規定する

定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

二 五 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防防サービス等基準条例第百二十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百四十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) ローニ (略)

二 (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第百四十二条 (略)

一 九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

二 五 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防防サービス等基準条例第百二十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百四十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4)(3) ローニ (略)

二 (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第百四十二条 (略)

一 九 (略)

十 (略)

(勤務体制の確保等)
第四百四十三条 (略)

2 (略)

3| ユニット型指定短期入所生活介護事業者は短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| ユニット型指定短期入所生活介護事業者は適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二、第九十条及び第九十一条並びに第四節(第三百三十四条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第二百二十四条中「第三百三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第二百二十七条第三項、第二百二十八条第一項及び第三百三十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十一条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで(第二十六条第五項及び第六項を除く。)、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二及び第九十条並びに第四節(第二百二十六条第一項及び第三百三十四条

(勤務体制の確保等)
第四百四十三条 (略)

2 (略)

第四百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十一条、第八十九条、第九十条及び第九十一条並びに第四節(第三百三十四条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条中「第三百三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第二百二十七条第三項、第二百二十八条第一項及び第三百三十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十一条 第十条から第十四条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第五項及び第六項を除く。)、第二十七条、第四十一条、第八十九条及び第九十条並びに第四節(第二百二十六条第一項及び第三百三十四条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護

を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二及び第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三百三十三条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百六十二条 (略)

- 一六 (略)
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 八 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第一百七十条の二、第二百二十四条及び第二百二十五条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第二百二十四条中「第三百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百七十一条 (略)

- 一六 (略)
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 八 (略)

(勤務体制の確保等)
第百七十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従

の事業について準用する。この場合において、第二百二十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三百三十三条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百六十二条 (略)

- 一六 (略)
- 七 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十一条、第八十九条、第二百二十四条及び第二百五条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条中「第三百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百七十一条 (略)

- 一六 (略)
- 七 (略)

(勤務体制の確保等)
第百七十二条 (略)

- 2 (略)

業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）
第八十三條（略）

2-5（略）

6（略）

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三（略）

7（略）

（運営規程）
第八十六條（略）

一八（略）

九 虐待の防止のための措置に関する事項
十（略）

（準用）

第八十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二及び第三百十條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）
第九十六條（略）

一九（略）

十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一（略）

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）
第八十三條（略）

2-5（略）

6（略）

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三（略）

7（略）

（運営規程）
第八十六條（略）

一八（略）

九（略）

（準用）

第八十八條 第十二條、第二十四條から第二十七條、第四十條、第四十一條、第八十九條及び第三百十條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）
第九十六條（略）

一九（略）

十（略）

(準用)
第九十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二及び第九十條から第九十四條まで並びに第九十七條の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第二号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十四條中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第九十一條中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第九十四條中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十七條 (略)

一五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)

第九十八條 (略)

(衛生管理等)

第九十八條の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

二 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

三 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともにその結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、

(準用)
第九十八條 第十二條、第二十四條から第二十七條、第四十條、第四十一條、第八十九條及び第九十條から第九十四條まで及び第九十七條の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四條中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第九十一條中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第九十四條中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十七條 (略)

一五 (略)
六 (略)

第九十八條 (略)

福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第二百九条 第九条から第十四条まで、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十一條及び第八十七條の二第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條中「第十二條」とあるのは「第二百七條」と、同條第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第八十七條の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百一十一條 第九條から第十四條まで、第二十三條の二、第二十四條、第二十五條から第二十七條の二まで(第二十六條第五項及び第六項を除く。)、第四十一條、第八十七條の二第二項、第九十九條、第二百一十一條及び第二百二條並びに第四節(第二百三條第一項及び第二百九條を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九條中「第二十二條」とあるのは「第二百七條」と、同條、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第八十七條の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十條 第九條から第十三條まで、第二十三條の二から第二十七條の二まで、第四十一條、第八十七條の二第二項、第二百四條、第二百七條及び第二百八條の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九條中「第二十二條」とあるのは「第二百二十條において準用する第二百七條」と、同條、第二十三條の二第二項、第二十三條の三第一号及び第三号並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、

(準用)

第二百九条 第九条から第十四条まで、第二十四條から第二十七條まで及び第四十一條の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條中「第十二條」とあるのは「第二百七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百一十一條 第九條から第十四條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第五項及び第六項を除く。)、第二十七條、第四十一條、第九十九條、第二百一十一條及び第二百二條並びに第四節(第二百三條第一項及び第二百九條を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九條中「第二十二條」とあるのは「第二百七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第二十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十條 第九條から第十三條まで、第二十四條から第二十七條まで、第四十一條、第二百四條、第二百七條及び第二百八條の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九條中「第二十二條」とあるのは「第二百二十條において準用する第二百七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第二百四條、第二百七條及び第二百八條中「

第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第二十三条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四条、第二百七条及び第二百八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第二百四条中「貸与」とあるのは「販売」と、第二百七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第二百四条中「貸与」とあるのは「販売」と、第二百七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、</p>	<p>第三条 (指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 (略)</p>

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第三十九条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十九条の二の三 （略）

第三十九条の二 （略）

第三十九条の五 （略）

第三十九条の五 （略）

（虐待の防止）

第三十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護

予訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予訪問入浴介護事業所において、介護予訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十五条 (略)

一―六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(運用規程)

第五十六条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第五十五条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第六十四条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)

第六十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第六十四条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)
第六十七条 (略)

(運用規程)

一―六 (略)

七 (略)

(準用)

第五十六条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第五十五条」と、「介護予訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第六十四条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第六十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第六十四条」と、「介護予訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)
第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用については当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3 15 (略)

(運営規程)
第七十二条 (略)

一 一五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)

第七十三条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第七十二条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十五条 (略)

2 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導は、第六十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、指定介護予防居宅療養管理指導を次に掲げるところにより提供する。

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3 15 (略)

(運営規程)
第七十二条 (略)

一 一五 (略)

六 (略)

(準用)

第七十三条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第七十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第七十五条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導は、第六十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、指定介護予防居宅療養管理指導を次に掲げるところにより提供する。

一―三 (略)

一―三 (略)

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

七 (略)

四 (略)

3| 歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(非常災害対策)

(非常災害対策)

第九十四条の五 (略)

(略)

2| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第九十四条の六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、

食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2] 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(運営規程)
第九十六条 (略)

一八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(研修の機会の確保等)

第九十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

2] 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第九十六条 (略)

一八 (略)

九 (略)

(準用)
第九十七条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十九条の二及び第三十九条の二の三から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二百二条 (略)

2-5 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業の場合は、生活相談員を常勤で配置しないことができる。

7 第一項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業の場合は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第二号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

9 (略)

10 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百二十条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第一百五十五条 (略)

一 (略)

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百十三条において準用する第九十四条の五第一項に規定

(準用)
第九十七条 第三十五条の二から第三十五条の七まで及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二百二条 (略)

2-5 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ一人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。

7 (略)

10 (略)

11 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百二十条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第一百五十五条 (略)

一 (略)

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百十三条において準用する第九十四条の五に規定する計

する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百十三条において準用する第九十四条の五第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2-8 (略)

(運営規程)

第百十一条 (略)

一-八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

第百十二条 (略)

(衛生管理等)

第百十二条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 い 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第百十三条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第九十六条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び

画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百十三条において準用する第九十四条の五に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2-8 (略)

(運営規程)

第百十一条 (略)

一-八 (略)

九 (略)

第百十二条 (略)

(準用)

第百十三条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十六条の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百二十条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百二十六条において準用する第百十三条において準用する第九十四条の五第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百二十六条において準用する第百十三条において準用する第九十四条の五第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2 5 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百三十七条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第百三十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百二

第二百二十条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百二十六条において準用する第百十三条において準用する第九十四条の五に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百二十六条において準用する第百十三条において準用する第九十四条の五に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2 5 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2)(1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百三十七条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第百三十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百二

十五条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) ローニ (略)

二 (略)

7・8 (略)

(運営規程) 第百二十三条 (略)

一九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(勤務体制の確保等) 第百二十四条 (略)

2 (略)

3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条、第百十条、第百十二条の二及び第百十三条(第九十六条の二の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読み替えるものとする。

十五条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4) ユニットに属さない居室を改修した物については、利用者相互の視線の遮断ができれば、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(5) ローニ (略)

二 (略)

7・8 (略)

(運営規程) 第百二十三条 (略)

一九 (略)

十 (略)

(勤務体制の確保) 第百二十四条 (略)

2 (略)

(準用) 第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条、第百十条及び第百十三条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読み替えるものとする。

(準用)
第二百二十九条の三 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十六条の二、第一百一条及び第一百三條並びに第四節(第一百三條を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たたる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十六条の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第六六条、第一百十條並びに第一百十二條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)
第三百三十五条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで(第三十九条の四第五項及び第六項を除く。)、第九十四条の五、第九十六条の二、第一百一条並びに第四節(第八八条第一項及び第一百三條を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と第九十六条の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百十二條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第一百五條中「第一百一条」とあるのは「第三百三十五条において準用する第一百一条」と、「前条」とあるのは「第三百三十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第四百二十二条 (略)
一一六 (略)

(準用)
第二百二十九条の三 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の五まで、第九十四条の五、第一百一条及び第一百三條並びに第四節(第一百三條を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六六条及び第一百十條中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)
第三百三十五条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の四(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条の五、第九十四条の五、第一百一条並びに第四節(第八八条第一項及び第一百三條を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第八八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百十二條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第一百五條中「第一百一条」とあるのは「第三百三十五条において準用する第一百一条」と、「前条」とあるのは「第三百三十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第四百二十二条 (略)
一一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(準用)
第四百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十四条の六、第九十六条の二、第百六条及び第百七条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四条の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六条の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百五十四条 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(勤務体制の確保等)
第百五十五条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

七 (略)

(準用)
第四百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十四条の五、第百六条及び第百七条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百五十四条 (略)

一六 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)
第百五十五条 (略)

2 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第百六十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(運営規程)
第百七十条 (略)

一八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(運用)

第百七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第百二十二条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百八十三条 (略)

一九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(運用)

第百八十五条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第百二十二条の二、第百六十六条から第百六十九条まで及び第百七十一条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第百六十七条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本

第百六十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(運営規程)
第百七十条 (略)

一八 (略)

九 (略)

(運用)

第百七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百八十三条 (略)

一九 (略)

十 (略)

(運用)

第百八十五条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十四条の五、第百六十六条から第百六十九条まで及び第百七十一条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第百六十七条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

サービスを」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十三條 (略)

一一五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)

第九十四條 (略)

(衛生管理等)

第九十四條の二 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

3| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第九十五條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三から第三十九條の六まで及び第九十六條の二第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五條の二中「第三十九條」とあるのは「第九十三條」と、同條、第三十九條の二第二項並びに第三十九條の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五條の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十六條の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十三條 (略)

一一五 (略)

六 (略)

第九十四條 (略)

(準用)

第九十五條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條及び第三十九條の二から第三十九條の五までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五條の二中「第三十九條」とあるのは「第九十三條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五條の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と読み替えるものとする。

(準用)
第二百条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで(第三十九条の四第五項及び第六項を除く。)及び第九十六条の二第二項並びに第一節、第二節(第九十八条を除く。)、第三節、第四節(第九十二条第一項及び第九十五条を除く。)、及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百条において準用する第九十三条」と、同条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十六条の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第九十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)
第二百七条 第三十五条の二から第三十五条の六まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の六まで、第九十六条の二第二項、第九十二条及び第九十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百七条において準用する第九十三条」と、同条、第三十九条の二第二項、第三十九条の二の二第三項第一号及び第三号並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九十六条の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第九十三条及び第九十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第九十三条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(準用)
第二百条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の四(第五項及び第六項を除く。)、及び第三十九条の五並びに第一節、第二節(第九十八条を除く。)、第三節、第四節(第九十二条第一項及び第九十五条を除く。)、及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)
第二百七条 第三十五条の二から第三十五条の六まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十二条及び第九十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百七条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九十三条及び第九十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第九十三条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例（平成三十年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略） 2・3（略） 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数） 第四条（略） 一―四（略） 五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上 六―八（略） 2・3（略） 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（構造設備の基準） 第六条（略） 一（略） イ（略） ロ（略） (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。第三十四条第四項において同じ。）又は消防署長と協議の上、第二十五条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 (2) 第二十五条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。 (3)（略）</p>	<p>第三条（略） 2・3（略）</p> <p>（従業者の員数） 第四条（略） 一―四（略） 五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上 六―八（略） 2・3（略） 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を併設する介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（構造設備の基準） 第六条（略） 一（略） イ（略） ロ（略） (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。第三十四条第四項において同じ。）又は消防署長と協議の上、第二十五条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 (2) 第二十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。 (3)（略）</p>

二一八 (略)

二一八 (略)

2 (介護医療院サービスの取扱方針)
第十三条 (略)

2 (介護医療院サービスの取扱方針)
第十三条 (略)

2-5 (略)

2-5 (略)

6 (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

6 (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

7 二・三 (略)

7 二・三 (略)

(施設サービス計画の作成)
第十四条 (略)

(施設サービス計画の作成)
第十四条 (略)

2-5 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

7-12 (略)

(運営規程)
第二十二条 (略)

(運営規程)
第二十二条 (略)

一六 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)
第二十三条 (略)

(勤務体制の確保等)
第二十三条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。介護医療院の開設者は、適切な介護医療院

3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 介護医療院の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 介護医療院の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 介護医療院の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第二十五条（略）

2| 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第二十五条の二 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（非常災害対策）
第二十五条（略）

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)
第三十条 介護医療院の開設者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者置くこと。

2-4 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)
第三十条 介護医療院の開設者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(虐待の防止)

第三十条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者置くこと。

(基本方針)
第三十三条 (略)

(基本方針)
第三十三条 (略)

3| ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4| ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(条例で定めるユニット型介護医療院の施設
等)
第三十四条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 (略)
- 一 (略)

(条例で定めるユニット型介護医療院の施設
等)
第三十四条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 (略)
- 一 (略)

ロイ (略)

- (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、第四十一条において準用する第二十五条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第四十一条において準用する第二十五条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

5
二一八 (略)

(ユニット型介護医療院におけるサービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2一七 (略)

8 (略)

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

9
二・三 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため

ロイ (略)

- (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、第四十一条において準用する第二十五条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第四十一条において準用する第二十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

5
二一八 (略)

(ユニット型介護医療院におけるサービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2一七 (略)

8 (略)

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

9
二・三 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一七 (略)

八 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

の方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。

附則

第七条 (略)

第八条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室についての第五項第二項第三号ロ及び第三十四条第二項第二号ロの規定の適用については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、これらの規定中「入浴に適した特別浴槽を設けること」とあるのは「入浴に適した設備を設けること」とする。

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条
― 第二十二条の二)
第四章・第五章 (略)
附則

第二条 (略)
2・3 (略)

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条
― 第二十二条)
第四章・第五章 (略)
附則

第二条 (略)
2・3 (略)

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。

附則

第七条 (略)

(運営規程)
第七条 (略)

- 一―六 (略)
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 八 (略)

(非常災害対策)
第八条 (略)

2 (略)

3| 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(サービス提供の方針)
第十五条 (略)

2―4 (略)

5 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)
第十七条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)
第十八条 (略)

2| 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

(運営規程)
第七条 (略)

- 一―六 (略)
- 七 (略)

(非常災害対策)
第八条 (略)

2 (略)

(サービス提供の方針)
第十五条 (略)

2―4 (略)

5 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)
第十七条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)
第十八条 (略)

- 第十八条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2| 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3| 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第十八条の三 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2| 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一| 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二| 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三| 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 四| 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- （事故発生の防止及び発生時の対応）
- 第二十二條 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一・二 (略)
- 三| 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四| 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- （事故発生の防止及び発生時の対応）
- 第二十二條 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一・二 (略)
- 三| 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第二十二條の二 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第二十七條 第三条から第八条まで及び第十一条から第二十二條までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「第二十七條において準用する第七条、第八条及び第十一条から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

附則

(軽費老人ホームA型)

第二條 平成二十年六月一日前において既に存在していた軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七号）附則第二條第一号の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定したものである場合は、第二條から第二十二條の二までの規定にかかわらず、次條から附則第八條の定めるところによる。

第三條 (略)

2・3 (略)

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第八條 第三条から第八条まで、第十一条から

2-4 (略)

(準用)

第二十七條 第三条から第八条まで及び第十一条から第二十二條までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「第二十七條において準用する第七条、第八条及び第十一条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

附則

(軽費老人ホームA型)

第二條 平成二十年六月一日前において既に存在していた軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七号）附則第二條第一号の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定したものである場合は、第二條から第二十二條までの規定にかかわらず、次條から附則第八條の定めるところによる。

第三條 (略)

2・3 (略)

(準用)

第八條 第三条から第八条まで、第十一条から

第十三条まで及び第十五条から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第七条並びに附則第八条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

第十三条まで及び第十五条から第二十二條までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「附則第七条並びに附則第八条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第二条第四項及び第二十条の二、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、及び第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設条例「という。）、第四条第四項、第三十条の二（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）、第三条第四項、第三十一条の二（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設条例」という。）、第三条第四項、第三十一条の二（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）、第三条第三項及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第九十九条、第一百零八条、第一百三十四条

(新指定居宅サービス等基準条例第四百四十五条において準用する場合を含む。)、第四百四十五条の三、第五百五十一条、第六百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七百七十四条において準用する場合を含む。)、第八百八十八条、第九百九十八条、第二百九十九条、第二百一十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、第七十条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)、第三条第三項及び第三十九条の六(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第一百十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第五百五十七条において準用する場合を含む。)、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十五条、第二百七条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、第八十条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院条例」という。)、第三条第四項、第三十条の二(新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。)、及び第三十三条第三項並びに第九条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム条例」という。)、第二条第四項及び第二十二条の二(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護老人ホーム条例第七条、新特別介護老人ホーム条例第七条(新特別介護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条(新特別介護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十二条及び第三十八条、新介護老人保健施設条例第二十三条及び第三十九条、新指定介護療養型医療施設条例第二十三条及び第四十一条、新指定居宅サービス等基準条例第二十二条(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四及び第三十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条(新指定居宅サービス等基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)、第六十条、第六十九条、第七十七条、第八十七条(新指定居宅サービス等基準条例第九十二条及び第九十九条において準用する場合を含む。)、第一百十七条、第一百三十二条(新指定居宅サービス等基準条例第四百四十五条の三及び第五百五十一条において準用する場合を含む。)、第四百四十二条、第六百六十二条、第七百七十一条、第八百八十六条、第九百九十六条及び第二百七条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十四条、第七十二条、第九十六条、第一百一十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十九

条の三及び第三百三十五条において準用する場合を含む。）、第二百二十三条、第四百二十二条、第五百五十四条、第七十条、第八十三條及び第九十三條（新指定介護予防サービス等基準条例第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十二条及び第三十八條並びに新軽費老人ホーム条例第七条（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の二、新特別養護老人ホーム条例第十九条の二（新特別養護老人ホーム条例第三十三條、第三十九條及び第四十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三條の二（新指定介護老人福祉施設条例第四十一條において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十四条の二（新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二（新指定介護療養型医療施設条例第四十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二（新指定介護療養型医療施設条例第四十四條において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第二十七條の四、第三十二條、第四十三條、第四十七條、第六十一條、第七十條、第七十八條、第九十條、第九十二條、第九九條、第一百八十八條、第一百三十四條（新指定居宅サービス等基準条例第四百四十五條において準用する場合を含む。）、第四百四十五條の三、第五百五十一條、第六十四條（新指定居宅サービス等基準条例第七十四條において準用する場合を含む。）、第八十八條、第九十八條、第二百九條、第二百一十一條及び第二百二十條において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九條の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六條、第五十六條、第六十五條、第七十三條、第九十七條、第一百三三條（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六條において準用する場合を含む。）、第二百二十九條の三、第三百三十五條、第四百四十四條（新指定介護予防サービス等基準条例第五十七條において準用する場合を含む。）、第七十二條、第八十五條、第九十五條、第二百条及び第二百七條において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十三條の二（新介護医療院条例第四十一條において準用する場合を含む。）並びに新軽費老人ホーム条例第十八條の二（新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。）の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の三第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第二項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第九十九条、第三百四十四条（新指定居宅サービス等基準条例第四百五十五条において準用する場合を含む。）、第四百五十五条の三、第五百十一条、第八十八条及び第九十八条において準用する場合を含む。）、第一百七十七条の二第二項（新指定居宅サービス等基準条例第六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百八条の二第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二百十一条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、第九十四条の六第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第四百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第七十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）及び第九十四条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第九十九条、第一百八条、第一百三十四条、第一百四十五条の三、第一百五十一条及び第六十四條において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第三項及び第七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第一百三十三条、第二百二十九条の三、第三百三十五条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第三項及び第五百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じ

るよう努めなければ」とする。
(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設条例第三十四条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ及び第三十九第一項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム条例第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)、新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)、新指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第六項第一号イ(2)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第二百一十条第六項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム条例第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ 第三十九条第一項	入居定員 新特別養護老人ホーム条例第十条第一項第四号イ 第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)
新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ 第三十九条第一項	入院患者の定員 新指定介護療養型医療施設条例第四項第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二条第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号 第四十二条第一項
新指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第六項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ 第三十九条第一項	利用定員 新指定居宅サービス等基準条例第二百一十条第一項第三号 第四百三十三条第一項
新指定介護予防サービス等基準条例第二百一十条第六項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ 第三十九条第一項	利用定員 新指定介護予防サービス等基準条例第二百一十条第一項第三号 第二百二十四条第一項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第二条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第四項第一号イ(4)(二)及び第四十二条第四項第一号イ(4)(二)、第三条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十四条第一項第一号イ(3)(二)、第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第二項第一号イ(3)(二)、第六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六項第一号イ(4)及び第七条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第二十條第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第三十一条第一項（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第三十条第一項（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第二十二條第一項（新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七條の三第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十條の二第二項第三号（新特別養護老人ホーム条例第三十三條、第三十九條及び第四十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十五條の二第二項第三号（新指定介護老人福

社施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十六條の二第二項第三号（新介護老人保健施設条例第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十六條の二第二項第三号（新指定介護療養型医療施設条例第四十四條において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十五條の二第二項第三号（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第十八條の三第二項第三号（新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策並びに虐待防止対策を強化するなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 (児童福祉施設と非常災害) 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項において同じ。)の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう。)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(非常災害対策) 第七条の二 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあ</p>	<p>第七条 (児童福祉施設と非常災害) 児童福祉施設の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう。)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

3| つては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十四条 (略)

3| 2 (略)
障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

4・5| (略)

第二十八条 (職員)
(略)

4 2・3 (略)
心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、

第十三条 (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 (略)

3・4| (略)

第二十八条 (職員)
(略)

4 2・3 (略)
心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修す

心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5-7 (略)

(職員)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4-6 (略)

(職員)

第五十七条 (略)

2-3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5-7 (略)

(職員)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4-10 (略)

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

12-14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

る学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5-7 (略)

(職員)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4-6 (略)

(職員)

第五十七条 (略)

2-3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5-7 (略)

(職員)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四・三人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4-10 (略)

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

12-14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3 5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。

3 5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8・9 (略)

第九十一条 (職員) (略)

3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

4-6 (略)

第九十九条 (職員) (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5・6 (略)

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8・9 (略)

第九十一条 (職員) (略)

3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

4-6 (略)

第九十九条 (職員) (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5・6 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並び

に指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置か</p>

常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十五条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十五条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十五条において同じ。）を行う場合

3| 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第六十五条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4| 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

なければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3| 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

二 看護職員 一以上

三二五 (略)

5| 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8| (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3| 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4| 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 一以上

三二五 (略)

4| 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7| (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数や児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3| 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

5| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

6| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7| 第一項第二号イ及び第四項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8| 第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

（勤務体制の確保等）

第三十六条 (略)

2-3 (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

4| 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

5| 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6| 第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

（勤務体制の確保等）

第三十六条 (略)

2-3 (略)

い。

(業務継続計画の策定等)

- 第三十六条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2| 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
- 3| 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第三十八条 (略)
- 2 (略)
- 3| 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第三十九条 (略)
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(非常災害対策)

- 第三十八条 (略)
- 2 (略)

(衛生管理等)

- 第三十九条 (略)
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

3| 2 (略)

指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十二条 (略)

2| 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）から第三十二條まで、第三十四条、第三十六条から第三十九條まで及び第四十一条から第四十七條までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この

2 (略)

(虐待等の禁止)

第四十二条 (略)

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

二 (略)

3| 2 (略)

第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条から第三十二條まで、第三十四条、第三十六条から第三十九條まで及び第四十一条から第四十七條までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中

場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第五十九条」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

（従業者の員数） 第六十五条（略）

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ（略）

二（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその

「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第五十九条」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

（従業者の員数） 第六十五条（略）

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ（略）

二（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

- 4| 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一―五 (略)

- 5| (略)
- 6| 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

- 7| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 8| (略)

(従業者の員数)
第七十一条 (略)

一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

- 2 二 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十九條から第四十二條まで及び第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五條」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十三條の六」

- 3| 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一―五 (略)

- 4| (略)
- 5| 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

- 6| 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 7| (略)

(従業者の員数)
第七十一条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

- 2 二 (略)

- 3| 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十九條から第四十二條まで、第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五條」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五條第二項

所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十五条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定通所支援」と、第七十三条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第六項及び第六十五条第六項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附則

1 (略)

(経過措置)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十二條第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の規定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第四項第一号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「指定児童発達支援の単位」とに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位」とに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（

支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十五条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定通所支援」と、第七十三条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第五項及び第六十五条第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附則

1 (略)

(経過措置)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十二條第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の規定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「指定児童発達支援の単位」とに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位」とに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（

言語機能の訓練を担当する職員をいう。
それぞれ二以上」とする。

言語機能の訓練を担当する職員をいう。
それぞれ二以上」とする。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

(従業者の員数)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあっては、当該数に一を加えた数以上)

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあっては、当該数に一を加えた数以上)

(従業者の員数)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあっては、当該数に一を加えた数以上)

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあっては、当該合計数に一を加えた数以上)

(3) (略)

ロ・ハ (略)

四一六 (略)

(3) (略)

ロ・ハ (略)

四一六 (略)

3| 2 (略)
前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4| 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

4・5 (略)

四 (略)

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。()を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3| 第一項各号(第一号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

4・5 (略)

四 (略)

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第三十五条 (略)

2 (略)

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 (略)

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（

(非常災害対策)

第三十五条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第三十六条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 (略)

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（

<p>以下この条において「身体拘束等」という。 ()を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(虐待等の禁止) 第三十九条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>次項において「身体拘束等」という。()を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止) 第三十九条 (略)</p>
<p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>(基本方針) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの設置者は、利用者の人権の擁護虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>改正前</p> <p>(基本方針) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの設置者は、利用者の人権の擁護虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>

第七条 (略)

2 (略)

3| センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第七条の二 センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2| センターの設置者は、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3| センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4| センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条の三 センターの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| センターの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条 (衛生管理等)

2 センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

第七条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

2 センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

<p>二 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第十七条の二 センターの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>第十七条 (略)</p>
<p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>改正後</p> <p>(基本方針)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>改正前</p> <p>(基本方針)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第七条の二 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2| 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならぬ。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3| 福祉ホームの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4| 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条の三 福祉ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 福祉ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第八条 (略)

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。
(を定期的に行うとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。)

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームに

(衛生管理等)

第八条 (略)

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

において食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおける食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

第十五条 (略)

第十五条 (略)

(虐待の防止)

第十五条の二 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、</p>	<p>第三條 (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必</p>

研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一一九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4| 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一| 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整

要な措置を行うものとする。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一一九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第三十四条 (略)

2 (略)

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施するもの。

(身体拘束等の禁止)

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2| 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3| 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十八条 (略)

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第四十四条 第五条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条、第三十四条の二及び第三十九条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合

第三十八条 (略)

(準用)

第四十四条 第五条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条

において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条、第三十四条の二及び第三十九条を除く。）及び第四十条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六条」と、第四十三条第一項第二号中「第四十条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第四十条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

（療養介護計画の作成等）
第五十四条（略）

2-4（略）
5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11（略）
（勤務体制の確保等）
第六十三条（略）

第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。）及び第四十条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六条」と、第四十三条第一項第二号中「第四十条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第四十条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

（療養介護計画の作成等）
第五十四条（略）

2-4（略）
5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をい、）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11（略）
（勤務体制の確保等）
第六十三条（略）

2・3 (略)

4| 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)
第六十五条 (略)

2 (略)

3| 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)
第六十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一| 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。
(を定期的に開催するとともに、その結果)について、従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第六十七条 削除

(準用)

第六十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第三十条の二及び第三十四条の二から第三十八条

2・3 (略)

(非常災害対策)
第六十五条 (略)
2 (略)

(衛生管理等)
第六十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行つてはならない。

2| 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第六十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定療

の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

2) (職場への定着のための支援等の実施)
第七十七条の二 (略)

2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第七十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)
第八十二条 (略)

2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条及び第六十三條から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条にお

て準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)
第七十七条の二 (略)

(衛生管理等)
第八十二条 (略)

2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、保健所の助言及び指導を求めるとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで及び第六十七條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条にお

いて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第八十四条の二 (略)

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第百八十七条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十七条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)(以下「指定児童発達支援等」という。)の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)(以下「指定児童発達支援等」という。))を受ける障害児の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

二 (略)

(準用)

第八十四条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十九條、第七十一条及び前節(第八十四条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第九十八条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第六十一条、第六十三條、第六十五條、第七十九條、第八十二條及び第八十三條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十六条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項」と

次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第八十四条の二 (略)

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第百二十五條において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十七条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)(以下「指定児童発達支援等」という。))を受ける障害児の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

二 (略)

(準用)

第八十四条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十七條、第六十九條、第七十一条及び前節(第八十四条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第九十八条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第三十八條まで、第六十一条、第六十三條、第六十五條、第六十七條、第七十九條、第八十二條及び第八十三條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十六条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項」と読み替える

と読み替えるものとする。

(準用)

第九十八条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十九條、第八十二條、第八十三條、第八十八條及び前節(第九十七條及び第九十八條を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第百十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條(第一項及び第二項を除く。)から第三十八條の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十條」と、第二十条第二項中「次條第一項」とあるのは「第百十一条において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第二十一條第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十六條 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十六條の四 第十条から第二十条まで、

ものとする。

(準用)

第九十八条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十九條、第八十二條、第八十三條、第八十八條及び前節(第九十七條及び第九十八條を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第百十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十四條から第三十八條まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十條」と、第二十条第二項中「次條第一項」とあるのは「第百十一条において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第二十一條第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十六條 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十六條の四 第十条から第二十条まで、

第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十一條、第七十七條の二から第八十三條まで、第二百二十九條及び前節（第百三十六條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（準用）

第百四十四條 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十七條の二から第八十三條まで、第百三十四條及び第百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは、「第百四十四條において準用する第八十一條」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第百四十三條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは、「第百四十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十四條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百四十四條において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百四十四條の四 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十一條、第七十七條の二から第八十三條まで、第百三十四條、第百三十五條、第百三十九條及び前節（第百四十四條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者）

第百四十八條 （略）

2-4 （略）

5| （略）

第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第六十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十七條まで、第七十一條、第七十七條の二から第八十三條まで、第二百二十九條及び前節（第百三十六條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（準用）

第百四十四條 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第六十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十七條の二から第八十三條まで、第百三十四條及び第百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百四十四條において準用する第八十一條」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百四十三條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百四十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十四條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百四十四條において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百四十四條の四 第十条から第十九條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第六十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十七條まで、第七十一條、第七十七條の二から第八十三條まで、第百三十四條、第百三十五條、第百三十九條及び前節（第百四十四條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者）

第百四十八條 （略）

2-4 （略）

5| 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6| （略）

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)
第四百四十九条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)
第二百五十五条 (略)

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第百七十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第百五十七条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条、第七十七条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条及び第百四十三条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百五十七条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十七条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十七条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百五十七条において準用する前条」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)
第四百四十九条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)
第二百五十五条 (略)

第百五十七条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十七条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条及び第百四十三条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百五十七条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十七条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十七条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百五十七条において準用する前条」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第百六十八条 (略)

2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百七十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百六十九条の二 (略)

(知事が定める事項の評価等)

第百六十九条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所(こと)に、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として知事が定める事項について、知事が定めるところにより自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二条、第八十三條、第百三十三條及び第百三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百七十條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十六條、第七十八條から第八十三条まで、第百三十三條、第百三十四條及び第

第百六十八条 (略)

第百六十九条の二 (略)

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十八條から第八十條まで、第八十二条、第八十三條、第百三十三條、第百三十四條及び第百五十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百七十條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十六條、第七十八條から第八十三條まで、第百三十三條、第百三十四條及び第百六十六條か

百六十六条から百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三條の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三十三条(第一項を除く。)、第三十四条、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三條の二から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三十三条(第一項を除く。)、第三十四条、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第百七十九条の八 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第百七十九条の十一 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条及び第六十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する第二十一条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第百七十九条の六及び第百七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十九」において準用する第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九」において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者)
第百八十一条 (略)

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この

第百七十九条の八 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第百七十九条の十一 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条及び第六十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する第二十一条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第百七十九条の六及び第百七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十九」において準用する第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九」において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者)
第百八十一条 (略)

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りで

限りでない。

(勤務体制の確保等)
第百八十五条 (略)

2・5 (略)

6| 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百八十六条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条、第八十二条及び第百四十三条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)
第百八十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ない。

(勤務体制の確保等)
第百八十五条 (略)

2・5 (略)

(準用)

第百八十六条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条及び第百四十三条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)
第百八十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)
第八十六条の十、第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条、第八十二条、第四百三十三条の二、第八百八十三条の二から第八百八十五条の六まで及び第八百八十四条の二から第八百八十五条の四までの規定は、日中サービスマ支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計画」と、第四百三十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)
第八十六条の十三 (略)

2 (略)
3 第一項に規定する外部サービスマ支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービスマ支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)
第八十六条の二十 (略)

2-4 (略)
5 外部サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービスマ支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)
第八十六条の十、第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第四百三十三条の二、第八百八十三条の二から第八百八十五条の六まで及び第八百八十四条の二から第八百八十五条の四までの規定は、日中サービスマ支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八百八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計画」と、第四百三十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)
第八十六条の十三 (略)

2 (略)
3 第一項に規定する外部サービスマ支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービスマ支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)
第八十六条の二十 (略)

2-4 (略)

(準用)
第八十六條の二十一、第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十五條の六まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第二項」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四百四十三條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)
第八十七條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十五條に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十條第六項、第三百三十條第六項及び第七十條第四十條第六項、第四百四十八條第四項並びに第四百五十九條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、

(準用)
第八十六條の二十一、第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第六十七條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十五條の六まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第二項」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四百四十三條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)
第八十七條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第五十五條に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十條第六項、第三百三十條第六項及び第七十條第四十條第六項、第四百四十八條第四項及び第五十條並びに第四百五十九條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とし

一人以上の者を常勤としなければならない。
2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四百四十条第一項第三号及び第七項、第四百四十八条第一項第三号及び第五項並びに第五百五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
一・二 (略)

3 (略)

(準用)

第九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十三条、第七十八條から第八十一条（第十号を除く。）まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項及び第五項において準用する第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第四百四十三条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、

なければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四百四十条第一項第三号及び第七項、第四百四十八条第一項第三号及び第六項並びに第五百五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
一・二 (略)

3 (略)

(準用)

第九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十三条及び第八十一条（第十号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項及び第五項において準用する第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第四百四十三条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基

第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2 第六十九条、第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条（第五項を除く。）、第七十六条及び第七十七条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十五条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第二百二十九条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条（第三項を除く。）及び第三百三十五条第二項の規定は、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第二百二十九条中「自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十七条、第六十九条、第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条（第五項を除く。）、第七十六条から第八十条まで、第八十一条及び第八十三条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第六十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十五条第六項及び第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第二百二十九条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条（第三項を除く。）及び第三百三十五条第二項の規定は、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十九条中「自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第三百三十四条(第三項を除く。)、第三百三十五条第二項、第三百三十九条及び第四百三十三条(第一項及び第四項を除く。)(の規定は、特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者について準用する。この場合において、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十九条中「自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。))とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第四百三十三条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第七十六条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条(第三項を除く。)、第六十六条から第六十八条まで、第七十一条及び第七十四条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。この場合において、第三百三十三条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第九十五条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十一条中「雇用契約の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援(以下「就労継続支援B型」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。))とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

4 四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三百三十四条(第三項を除く。)、第三百三十五条第二項、第三百三十九条及び第四百三十三条(第一項及び第四項を除く。)(の規定は、特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十九条中「自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。))とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第四百三十三条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第六十七条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条(第三項を除く。)、第六十六条から第六十八条まで、第七十一条及び第七十四条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十三条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十一条中「雇用契約

附則

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

附則

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマニエール指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービスマニエール(以下「指定就労継続支援B型」という。)-とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

目次

改正後

目次

改正前

第一章・第二章 (略)
第三章 (略)
第一節・第二節 (略)
第三節 運営に関する基準 (第十一条 第五十三条の二)
第四章 (略)
附則

第三條 (指定障害者支援施設の一般原則)
第三條 (略)

2 (略)
3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(従業者)
第五條 (略)
一―三 (略)
四 (略)
イ―ハ (略)

ニ (略)
五・六 (略)
2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五條第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五條第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びハ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)
3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第二十六條 (略)
2―4 (略)

第一章・第二章 (略)
第三章 (略)
第一節・第二節 (略)
第三節 運営に関する基準 (第十一条 第五十三条)
第四章 (略)
附則

第三條 (指定障害者支援施設の一般原則)
第三條 (略)

2 (略)
3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

(従業者)
第五條 (略)
一―三 (略)
四 (略)
イ―ハ (略)

ニイ(2)の就労支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。
ホ (略)
五・六 (略)
2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五條第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五條第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びハ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)
3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第二十六條 (略)
2―4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4| 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4| 指定障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第四十四条の二 指定障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第三十四条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

- 2| 指定障害者支援施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3| 指定障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)
第四十六条 (略)

- 2 (略)
- 3| 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十七条 (略)

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一| 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果に基づいて、従業者に周知徹底を図ること。
- 二| 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三| 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十九条 (略)

- 2 (略)
- 3| 指定障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一| 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果に基づいて、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二| 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三| 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第五十三条 (略)

(非常災害対策)
第四十六条 (略)

- 2 (略)
- 2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十七条 (略)

(身体拘束等の禁止)
第四十九条 (略)

第五十三条 (略)

(虐待の防止)
 第五十三条の二 指定障害者支援施設を設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 二 当該指定障害者支援施設において、従業員者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章 (略) 第二章 療養介護(第四条―第二十九条の二) 第三章―第十章 (略) 附則</p> <p>第三条 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第八条 (略) 2 (略) 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (療養介護計画の作成等) 第十六条 (略)</p>	<p>目次 第一章 (略) 第二章 療養介護(第四条―第二十九条) 第三章―第十章 (略) 附則</p> <p>第三条 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。 (非常災害対策) 第八条 (略) 2 (略) (療養介護計画の作成等) 第十六条 (略)</p>

2-4 (略)
5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6-11 (略)

（勤務体制の確保等）
第二十三条（略）

2・3 (略)

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第二十五条（略）

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

2-4 (略)
5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11 (略)

（勤務体制の確保等）
第二十三条（略）

2・3 (略)

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第二十五条（略）

防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

2 (身体拘束等の禁止)
第二十六条 (略)

3 (略)

療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二十九条 (略)

(虐待の防止)

第二十九条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の実施)
第四十一条の二 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第一百七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉

(身体拘束等の禁止)
第二十六条 (略)

2 (略)

第二十九条 (略)

(職場への定着のための支援の実施)
第四十一条の二 (略)

サービス基準条例第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十五条 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(準用)

第四十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十九条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十七条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第四十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条までの規定は、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第四十五条 (略)

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第四十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十九条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十七条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第四十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条までの規定は、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十七條、第三十八條、第四十一條の二から第四十六條まで、第五十条及び第五十一條の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第五十七條において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(職員)
第六十条 (略)
2-5 (略)

61 (略)
(認定就労移行支援事業所の職員)
第六十一条 (略)
2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)
第六十四条 (略)
21 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)
第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十条、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項

(準用)
第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十七條、第三十八條、第四十一條の二から第四十六條まで、第五十条及び第五十一條の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第五十七條において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(職員)
第六十条 (略)
2-5 (略)

61 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
71 (略)
(認定就労移行支援事業所の職員)
第六十一条 (略)
2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)
第六十四条 (略)

(準用)
第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十条、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項か

から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第六十六条において準用する前条」と、第三十四条ただし書及び第三十七条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十八条の二（略）

（知事が定める事項の評価等）

第六十八条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として知事が定める事項について、知事が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第七十九条（略）

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで及び第五十条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五十条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中

ら第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第六十六条において準用する前条」と、第三十四条ただし書及び第三十七条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十八条の二（略）

（職場への定着のための支援の実施）

第七十九条（略）

（準用）

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで及び第五十条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五十条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条

「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第八十六条 多機能型事業所は、当該多機能型事業所の利用定員の数(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十六条第七項、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条第七項、第六十条第五項並びに第七十一条第五項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべき職員(指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十六条第一項第四号及び第八項、第四十九条第一項第三号及び第九項、第五十六条第一項第四号及び第八項、第六十条第一項第四号及び第六項並びに第七十一条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3-1-5 (略)

第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第八十六条 多機能型事業所は、当該多機能型事業所の利用定員の数(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十六条第七項、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条第七項、第六十条第五項及び第六項並びに第七十一条第五項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべき職員(指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十六条第一項第四号及び第八項、第四十九条第一項第三号及び第九項、第五十六条第一項第四号及び第八項、第六十条第一項第四号及び第七項並びに第七十一条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3-1-5 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 設備及び運営に関する基準 (第四条
—第四十一条の二—)

第三章 (略)

附則

目次

第一章 (略)

第二章 設備及び運営に関する基準 (第四条
—第四十一条—)

第三章 (略)

附則

第三条 (障害者支援施設の一般原則)

第三条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 (略)

3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第七条 (略)

(非常災害対策)

第七条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(職員)

第十条 (略)

(職員)

第十条 (略)

一―四 (略)

五 (略)

イ―ハ (略)

一―四 (略)

五 (略)

イ―ハ (略)

ニイ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ニ (略)

六・七 (略)

2―4 (略)

ホ (略)

六・七 (略)

2―4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十一条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十一条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供

する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3 (略)

3 (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2-4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11 (略)

2 (職場への定着のための支援等の実施)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 | 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合においては、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 | 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 | 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3 (略)

3 (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2-4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11 (略)

2 (職場への定着のための支援の実施)

第二十六条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十四条の二 障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 障害者支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十六条 (略)

2 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 (略)

3| 2 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、

(衛生管理等)

第三十六条 (略)

2 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 (略)

- 職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第四十一条 (略)

(虐待の防止)

- 第四十一条の二 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条 (略)

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成二十四年広島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第一条―第六条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数</p>	<p>附則</p> <p>第一条―第六条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数</p>

は、それぞれ二人」とする。

数は、それぞれ二人」とする。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項から第三項まで及び第六条第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五項及び第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六項及び第十條に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項から第三項まで及び第六条第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五項及び第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六項及び第十條に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)

は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十三条の二（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第七条の三、新福祉ホーム基準条例第七条の三、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十四条第一項及び第二項、第六十八条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百一十一条、第一百三十六条、第一百四十四条の四、第一百五十七条、第七十条、第七十五条、第七十九条、第八十一条、第九十一条、第九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十四条の二、新障害福祉サービス基準条例第二十三条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新設備運営基準条例第十四条第三項、新指定通所支援基準条例第三十九条第二項（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十六条第二項（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第八条第二項、新福祉ホーム基準条例第八条第二項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十四条第一項及び第二項、第一百一十一条、第一百七十九条の十一並びに第一百七十九条の十九において準用する場合を含む。）、第六十六条第二項及び第八十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第四百四条、第四百四条の四、第四百七十五条、第七十条、第七十五条、第七十九条、第八十一条、第八十一条の十、第八十一条の二十一及び第九十五条第一項において準用す

る場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条第二項及び第四十五条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに新障害者支援施設基準条例第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十一条第三項（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十八条第三項（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第六十八条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百十一条、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第四百四十四条の四、第四百五十七条、第七十条、第七十五条、第七十九条、第八十六条、第八十六条の十、第八十六条の二十一並びに第九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十九条第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十六条第三項（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに新障害者支援施設基準条例第三十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第六条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者

- 「という。」と、新指定通所支援基準条例第六条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第四十八条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第四十八条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第四十八条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六十五条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十五条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十五条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十一条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十一条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 16 この条例の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第十八項において「旧設備運営基準条例」という。）第六十六条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によ

- る。
- 17 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 18 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十一条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十一条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 19 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第五条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 20 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策並びに虐待防止対策を強化するなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（道路の構造の一般的技術的基準） 第三条 道路を新設し、又は改築する場合における法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、構造令第三条の規定による区分（以下「区分」という。）に従い、次条から第四十五条の二までに規定するものとする。</p> <p>（交通安全施設） 第三十四条 道路には、交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で、規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>（歩行者利便増進道路） 第四十五条の二 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の</p>	<p>（道路の構造の一般的技術的基準） 第三条 道路を新設し、又は改築する場合における法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、構造令第三条の規定による区分（以下「区分」という。）に従い、次条から第四十五条までに規定するものとする。</p> <p>（交通安全施設） 第三十四条 道路には、交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で、規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第四十五条 （略）</p>

増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3| 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、歩行者利便増進道路の構造基準に関する規定を設けるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案

例 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

第一条 広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
名称	位置	名称	位置
広島県立広島皆実高等学校	広島市南区出汐二丁目	広島県立広島皆実高等学校	広島市南区出汐二丁目
広島県立広島国泰寺高等学校	広島市中区国泰寺町一丁目	広島県立広島国泰寺高等学校	広島市中区国泰寺町一丁目
広島県立広島観音高等学校	広島市西区南観音町	広島県立広島観音高等学校	広島市西区南観音町
広島県立広島高等学校	呉市広大新開三丁目	広島県立広島高等学校	呉市広大新開三丁目
広島県立呉宮原高等学校	呉市宮原三丁目	広島県立呉宮原高等学校	呉市宮原三丁目
広島県立呉三津田高等学校	呉市山手一丁目	広島県立呉三津田高等学校	呉市山手一丁目
広島県立三原高等学校	三原市宮沖四丁目	広島県立三原高等学校	三原市宮沖四丁目
広島県立三原東高等学校	三原市中之町二丁目	広島県立三原東高等学校	三原市中之町二丁目
広島県立尾道東高等学校	尾道市東久保町	広島県立尾道東高等学校	尾道市東久保町
広島県立尾道北高等学校	尾道市長江三丁目	広島県立尾道北高等学校	尾道市長江三丁目
広島県立福山誠之館高等学校	福山市木之庄町六丁目	広島県立福山誠之館高等学校	福山市木之庄町六丁目
広島県立福山葦陽高等学校	福山市久松台三丁目	広島県立福山葦陽高等学校	福山市久松台三丁目
広島県立海田高等学校	安芸郡海田町	広島県立海田高等学校	安芸郡海田町
広島県立音戸高等学校	呉市音戸町北隠渡一丁目	広島県立音戸高等学校	呉市音戸町北隠渡一丁目
広島県立廿日市高等学校	廿日市市桜尾三丁目	広島県立廿日市高等学校	廿日市市桜尾三丁目

高等学校	大竹市白石一丁目	広島県立大竹高等学校
高等学校	廿日市市津田	広島県立佐伯高等学校
高等学校	江田島市大柿町	広島県立大柿高等学校
高等学校	広島市安佐北区可部東四丁目	広島県立可部高等学校
高等学校	山県郡安芸太田町	広島県立加計高等学校
高等学校	山県郡北広島町	広島県立千代田高等学校
高等学校	安芸高田市吉田町	広島県立吉田高等学校
高等学校	安芸高田市向原町	広島県立向原高等学校
高等学校	東広島市西条西本町	広島県立賀茂高等学校
高等学校	竹原市竹原町	広島県立竹原高等学校
高等学校	竹原市忠海床浦四丁目	広島県立忠海高等学校
高等学校	尾道市御調町	広島県立御調高等学校
高等学校	世羅郡世羅町	広島県立世羅高等学校
高等学校	福山市神村町	広島県立松永高等学校
高等学校	福山市沼隈町	広島県立沼南高等学校
高等学校	府中市出口町	広島県立府中高等学校
高等学校	府中市上下町	広島県立上下高等学校
高等学校	神石郡神石高原町	広島県立油木高等学校
高等学校	三次市南畑敷町	広島県立三次高等学校
高等学校	庄原市三日市町	広島県立庄原格致高等学校
高等学校	庄原市東城町	広島県立東城高等学校
高等学校	尾道市瀬戸田町	広島県立瀬戸田高等学校
高等学校	東広島市豊栄町	広島県立賀茂北高等学校
高等学校	三次市吉舎町	広島県立日彰館高等学校
高等学校	東広島市黒瀬町	広島県立黒瀬高等学校
高等学校	広島市東区上温品四丁目	広島県立安芸高等学校
高等学校	広島市佐伯区観音台三丁目	広島県立五日市高等学校

高等学校	大竹市白石一丁目	広島県立大竹高等学校
高等学校	廿日市市津田	広島県立佐伯高等学校
高等学校	江田島市大柿町	広島県立大柿高等学校
高等学校	広島市安佐北区可部東四丁目	広島県立可部高等学校
高等学校	山県郡安芸太田町	広島県立加計高等学校
高等学校	山県郡北広島町	広島県立千代田高等学校
高等学校	安芸高田市吉田町	広島県立吉田高等学校
高等学校	安芸高田市向原町	広島県立向原高等学校
高等学校	東広島市西条西本町	広島県立賀茂高等学校
高等学校	竹原市竹原町	広島県立竹原高等学校
高等学校	竹原市忠海床浦四丁目	広島県立忠海高等学校
高等学校	尾道市御調町	広島県立御調高等学校
高等学校	世羅郡世羅町	広島県立世羅高等学校
高等学校	福山市神村町	広島県立松永高等学校
高等学校	福山市沼隈町	広島県立沼南高等学校
高等学校	府中市出口町	広島県立府中高等学校
高等学校	府中市上下町	広島県立上下高等学校
高等学校	神石郡神石高原町	広島県立油木高等学校
高等学校	三次市南畑敷町	広島県立三次高等学校
高等学校	庄原市三日市町	広島県立庄原格致高等学校
高等学校	庄原市東城町	広島県立東城高等学校
高等学校	尾道市瀬戸田町	広島県立瀬戸田高等学校
高等学校	東広島市豊栄町	広島県立賀茂北高等学校
高等学校	三次市吉舎町	広島県立日彰館高等学校
高等学校	東広島市黒瀬町	広島県立黒瀬高等学校
高等学校	広島市東区上温品四丁目	広島県立安芸高等学校
高等学校	広島市佐伯区観音台三丁目	広島県立五日市高等学校

広島県立河内高等学校	東広島市河内町
広島県立安古市高等学校	広島市安佐南区毘沙門台三丁目
広島県立大門高等学校	福山市幕山台三丁目
広島県立福山明王台高等学校	福山市明王台二丁目
広島県立高陽高等学校	広島市安佐北区真亀三丁目
広島県立熊野高等学校	安芸郡熊野町
広島県立広島井口高等学校	広島市西区井口明神二丁目
広島県立安西高等学校	広島市安佐南区高取南二丁目
広島県立豊田高等学校	東広島市安芸津町
広島県立安芸府中高等学校	安芸郡府中町
広島県立神辺旭高等学校	福山市神辺町
広島県立府中東高等学校	府中市土生町
広島県立廿日市西高等学校	廿日市市阿品台西
広島県立祇園北高等学校	広島市安佐南区祇園八丁目
広島県立高陽東高等学校	広島市安佐北区落合南八丁目
広島県立呉昭和高等学校	呉市烧山町
広島県立湯来南高等学校	広島市佐伯区湯来町
広島県立安芸南高等学校	広島市安芸区矢野西二丁目
広島県立東高等学校	福山市木之庄町六丁目
広島県立広島工業高等学校	広島市南区出汐二丁目
広島県立福山工業高等学校	福山市野上町三丁目
広島県立呉工業高等学校	呉市阿賀北二丁目
広島県立三次青陵高等学校	三次市大田幸町
広島県立宮島工業高等学校	廿日市市物見西二丁目
広島県立神辺高等学校	福山市神辺町
広島県立西条農業高等学校	東広島市鏡山三丁目
広島県立庄原実業高等学校	庄原市西本町一丁目

広島県立河内高等学校	東広島市河内町
広島県立安古市高等学校	広島市安佐南区毘沙門台三丁目
広島県立大門高等学校	福山市幕山台三丁目
広島県立福山明王台高等学校	福山市明王台二丁目
広島県立高陽高等学校	広島市安佐北区真亀三丁目
広島県立熊野高等学校	安芸郡熊野町
広島県立広島井口高等学校	広島市西区井口明神二丁目
広島県立安西高等学校	広島市安佐南区高取南二丁目
広島県立豊田高等学校	東広島市安芸津町
広島県立安芸府中高等学校	安芸郡府中町
広島県立神辺旭高等学校	福山市神辺町
広島県立府中東高等学校	府中市土生町
広島県立廿日市西高等学校	廿日市市阿品台西
広島県立祇園北高等学校	広島市安佐南区祇園八丁目
広島県立高陽東高等学校	広島市安佐北区落合南八丁目
広島県立呉昭和高等学校	呉市烧山町
広島県立湯来南高等学校	広島市佐伯区湯来町
広島県立安芸南高等学校	広島市安芸区矢野西二丁目
広島県立西高等学校	広島市中区国泰寺町一丁目
広島県立東高等学校	福山市木之庄町六丁目
広島県立広島工業高等学校	広島市南区出汐二丁目
広島県立福山工業高等学校	福山市野上町三丁目
広島県立呉工業高等学校	呉市阿賀北二丁目
広島県立三次青陵高等学校	三次市大田幸町
広島県立宮島工業高等学校	廿日市市物見西二丁目
広島県立神辺高等学校	福山市神辺町
広島県立西条農業高等学校	東広島市鏡山三丁目
広島県立庄原実業高等学校	庄原市西本町一丁目

高等学校 広島県立尾道商業 高等学校	尾道市古浜町
高等学校 広島県立広島商業 高等学校	広島市中区舟入南六 丁目
高等学校 広島県立呉商業高 等学校	呉市広古新開四丁目
高等学校 広島県立福山商業 高等学校	福山市水呑町
高等学校 広島県立西城紫水 高等学校	庄原市西城町
高等学校 広島県立大崎海星 高等学校	豊田郡大崎上島町
高等学校 広島県立戸手高等 学校	福山市新市町
高等学校 広島県立因島高等 学校	尾道市因島重井町
高等学校 広島県立芦品まな び学園高等学校	福山市新市町
高等学校 広島県立広島高等 学校	東広島市高屋町
高等学校 広島県立総合技術 学園高等学校	三原市本郷南五丁目 豊田郡大崎上島町

高等学校 広島県立尾道商業 高等学校	尾道市古浜町
高等学校 広島県立広島商業 高等学校	広島市中区舟入南六 丁目
高等学校 広島県立呉商業高 等学校	呉市広古新開四丁目
高等学校 広島県立福山商業 高等学校	福山市水呑町
高等学校 広島県立西城紫水 高等学校	庄原市西城町
高等学校 広島県立大崎海星 高等学校	豊田郡大崎上島町
高等学校 広島県立戸手高等 学校	福山市新市町
高等学校 広島県立因島高等 学校	尾道市因島重井町
高等学校 広島県立芦品まな び学園高等学校	福山市新市町
高等学校 広島県立広島高等 学校	東広島市高屋町
高等学校 広島県立総合技術 学園高等学校	三原市本郷南五丁目 豊田郡大崎上島町

第二条 広島県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第二条関係)		別表第二(第三条関係)	
名称	位置	名称	位置
広島県立広島皆実 高等学校	広島市南区出汐二丁 目	広島県立広島皆実 高等学校	広島市南区出汐二丁 目
広島県立広島国泰 寺高等学校	広島市中区国泰寺町 一丁目	広島県立広島国泰 寺高等学校	広島市中区国泰寺町 一丁目
広島県立広島観音 高等学校	広島市西区南観音町	広島県立広島観音 高等学校	広島市西区南観音町
広島県立広島高等学 校	呉市広大新開三丁目	広島県立広島高等学 校	呉市広大新開三丁目
広島県立呉宮原高 等学校	呉市宮原三丁目	広島県立呉宮原高 等学校	呉市宮原三丁目
広島県立呉三津田 高等学校	呉市山手一丁目	広島県立呉三津田 高等学校	呉市山手一丁目
広島県立三原高等 学校	三原市宮沖四丁目	広島県立三原高等 学校	三原市宮沖四丁目
広島県立三原東高 等学校	三原市中之町二丁目	広島県立三原東高 等学校	三原市中之町二丁目
広島県立尾道東高 等学校	尾道市東久保町	広島県立尾道東高 等学校	尾道市東久保町
広島県立尾道北高 等学校	尾道市長江三丁目	広島県立尾道北高 等学校	尾道市長江三丁目

広島県立福山誠之館高等学校	福山市木之庄町六丁目
広島県立福山葦陽高等学校	福山市久松台三丁目
広島県立海田高等学校	安芸郡海田町
広島県立音戸高等学校	呉市音戸町北隠渡一丁目
広島県立廿日市高等学校	廿日市市桜尾三丁目
広島県立大竹高等学校	大竹市白石一丁目
広島県立佐伯高等学校	廿日市市津田
広島県立大柿高等学校	江田市大柿町
広島県立可部高等学校	広島市安佐北区可部東四丁目
広島県立加計高等学校	山県郡安芸太田町
広島県立千代田高等学校	山県郡北広島町
広島県立吉田高等学校	安芸高田市吉田町
広島県立向原高等学校	安芸高田市向原町
広島県立賀茂高等学校	東広島市西条西本町
広島県立竹原高等学校	竹原市竹原町
広島県立忠海高等学校	竹原市忠海床浦四丁目
広島県立御調高等学校	尾道市御調町
広島県立世羅高等学校	世羅郡世羅町
広島県立松永高等学校	福山市神村町
広島県立沼南高等学校	福山市沼隈町
広島県立府中高等学校	府中市出口町
広島県立油木高等学校	神石郡神石高原町
広島県立上下高等学校	府中市上下町
広島県立三次高等学校	三次市南畑敷町
広島県立庄原格致高等学校	庄原市三日市町
広島県立東城高等学校	庄原市東城町
広島県立瀬戸田高等学校	尾道市瀬戸田町
広島県立賀茂北高等学校	東広島市豊栄町

広島県立福山誠之館高等学校	福山市木之庄町六丁目
広島県立福山葦陽高等学校	福山市久松台三丁目
広島県立海田高等学校	安芸郡海田町
広島県立音戸高等学校	呉市音戸町北隠渡一丁目
広島県立廿日市高等学校	廿日市市桜尾三丁目
広島県立大竹高等学校	大竹市白石一丁目
広島県立佐伯高等学校	廿日市市津田
広島県立大柿高等学校	江田市大柿町
広島県立可部高等学校	広島市安佐北区可部東四丁目
広島県立加計高等学校	山県郡安芸太田町
広島県立千代田高等学校	山県郡北広島町
広島県立吉田高等学校	安芸高田市吉田町
広島県立向原高等学校	安芸高田市向原町
広島県立賀茂高等学校	東広島市西条西本町
広島県立竹原高等学校	竹原市竹原町
広島県立忠海高等学校	竹原市忠海床浦四丁目
広島県立御調高等学校	尾道市御調町
広島県立世羅高等学校	世羅郡世羅町
広島県立松永高等学校	福山市神村町
広島県立沼南高等学校	福山市沼隈町
広島県立府中高等学校	府中市出口町
広島県立油木高等学校	神石郡神石高原町
広島県立上下高等学校	府中市上下町
広島県立三次高等学校	三次市南畑敷町
広島県立庄原格致高等学校	庄原市三日市町
広島県立東城高等学校	庄原市東城町
広島県立瀬戸田高等学校	尾道市瀬戸田町
広島県立賀茂北高等学校	東広島市豊栄町

高等学校
 広島県立日彰館高等学校
 広島県立黒瀬高等学校
 広島県立五日市高等学校
 広島県立河内高等学校
 広島県立安古市高等学校
 広島県立大門高等学校
 広島県立福山明王台高等学校
 広島県立高陽高等学校
 広島県立熊野高等学校
 広島県立広島井口高等学校
 広島県立安西高等学校
 広島県立豊田高等学校
 広島県立安芸府中高等学校
 広島県立神辺旭高等学校
 広島県立府中東高等学校
 広島県立廿日市西高等学校
 広島県立祇園北高等学校
 広島県立高陽東高等学校
 広島県立湯来南高等学校
 広島県立安芸南高等学校
 広島県立東高等学校
 広島県立広島工業高等学校
 広島県立福山工業高等学校
 広島県立呉工業高等学校
 広島県立三次青陵高等学校

三次市吉舎町
 東広島市黒瀬町
 広島市佐伯区観音台三丁目
 東広島市河内町
 広島市安佐南区毘沙門台三丁目
 福山市幕山台三丁目
 福山市明王台二丁目
 広島市安佐北区真亀三丁目
 安芸郡熊野町
 広島市西区井口明神二丁目
 広島市安佐南区高取南二丁目
 東広島市安芸津町
 安芸郡府中町
 福山市神辺町
 府中市土生町
 廿日市市阿品台西
 広島市安佐南区祇園八丁目
 広島市安佐北区落合南八丁目
 広島市佐伯区湯来町
 広島市安芸区矢野西二丁目
 福山市木之庄町六丁目
 広島市南区出汐二丁目
 福山市野上町三丁目
 呉市阿賀北二丁目
 三次市大田幸町

高等学校
 広島県立日彰館高等学校
 広島県立黒瀬高等学校
 広島県立安芸高等学校
 広島県立五日市高等学校
 広島県立河内高等学校
 広島県立安古市高等学校
 広島県立大門高等学校
 広島県立福山明王台高等学校
 広島県立高陽高等学校
 広島県立熊野高等学校
 広島県立広島井口高等学校
 広島県立安西高等学校
 広島県立豊田高等学校
 広島県立安芸府中高等学校
 広島県立神辺旭高等学校
 広島県立府中東高等学校
 広島県立廿日市西高等学校
 広島県立祇園北高等学校
 広島県立高陽東高等学校
 広島県立呉昭和高等学校
 広島県立湯来南高等学校
 広島県立安芸南高等学校
 広島県立東高等学校
 広島県立広島工業高等学校
 広島県立福山工業高等学校
 広島県立呉工業高等学校
 広島県立三次青陵高等学校

三次市吉舎町
 東広島市黒瀬町
 広島市東区上温品四丁目
 広島市佐伯区観音台三丁目
 東広島市河内町
 広島市安佐南区毘沙門台三丁目
 福山市幕山台三丁目
 福山市明王台二丁目
 広島市安佐北区真亀三丁目
 安芸郡熊野町
 広島市西区井口明神二丁目
 広島市安佐南区高取南二丁目
 東広島市安芸津町
 安芸郡府中町
 福山市神辺町
 府中市土生町
 廿日市市阿品台西
 広島市安佐南区祇園八丁目
 広島市安佐北区落合南八丁目
 呉市焼山町
 広島市佐伯区湯来町
 広島市安芸区矢野西二丁目
 福山市木之庄町六丁目
 広島市南区出汐二丁目
 福山市野上町三丁目
 呉市阿賀北二丁目
 三次市大田幸町

広島県立宮島工業高等学校	廿日市市物見西二丁目	広島県立宮島工業高等学校	廿日市市物見西二丁目
広島県立神辺高等学校	福山市神辺町	広島県立神辺高等学校	福山市神辺町
広島県立西条農業高等学校	東広島市鏡山三丁目	広島県立西条農業高等学校	東広島市鏡山三丁目
広島県立庄原実業高等学校	庄原市西本町一丁目	広島県立庄原実業高等学校	庄原市西本町一丁目
広島県立尾道商業高等学校	尾道市古浜町	広島県立尾道商業高等学校	尾道市古浜町
広島県立広島商業高等学校	広島市中区舟入南六丁目	広島県立広島商業高等学校	広島市中区舟入南六丁目
広島県立呉商業高等学校	呉市広古新開四丁目	広島県立呉商業高等学校	呉市広古新開四丁目
広島県立福山商業高等学校	福山市水呑町	広島県立福山商業高等学校	福山市水呑町
広島県立西城紫水高等学校	庄原市西城町	広島県立西城紫水高等学校	庄原市西城町
広島県立大崎海星高等学校	豊田郡大崎上島町	広島県立大崎海星高等学校	豊田郡大崎上島町
広島県立戸手高等学校	福山市新市町	広島県立戸手高等学校	福山市新市町
広島県立因島高等学校	尾道市因島重井町	広島県立因島高等学校	尾道市因島重井町
広島県立芦品まなび学園高等学校	福山市新市町	広島県立芦品まなび学園高等学校	福山市新市町
広島県立広島高等学校	東広島市高屋町	広島県立広島高等学校	東広島市高屋町
広島県立総合技術高等学校	三原市本郷南五丁目	広島県立総合技術高等学校	三原市本郷南五丁目
広島県立広島叡智学園高等学校	豊田郡大崎上島町	広島県立広島叡智学園高等学校	豊田郡大崎上島町

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県立西高等学校並びに広島県立安芸高等学校及び広島県立呉昭和高等学校を廃止するため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止する
条例案

広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止する
条例

広島空港県営駐車場設置及び管理条例（平成五年広島県条例第三十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島空港の経営改革に伴い、空港運営権者による広島空港県営駐車場敷地と空港の一体活用に向けた環境を整備する必要があることから、広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止するため、この条例案を提出する。

県第三十一号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営南泉住宅二十八号館（仮称）建築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 県営南泉住宅二十八号館（仮称）建築工事
- 二 工事場所 福山市山手町五丁目
- 三 請負金額 六五二、三〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
福山市三吉町五丁目七番二四号
株式会社 武田組
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和四年五月二十七日まで

(提案理由)

県営南泉住宅二十八号館(仮称)建築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第三十二号議案

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 所 在 | 広島市西区観音新町四丁目二八七四番一 |
| 種 別 | 土地 |
| 地 目 | 雑種地 |
| 面 積 | 七九、三六四・二四平方メートル |
| 二 処分価格 | 三、三九六、七八九、四七二円 |
| 三 相手方 | 大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社 |

(提案理由)

民間事業者の開発により、新たな雇用を創出し、産業基盤を強化するため、広島西飛行場跡地内の県有地の一部を処分しようとするものであるが、処分しようとする土地の予定価格が七千万円以上であり、かつ、面積が二万平方メートル以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第二十三号議案

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 所 在 | 三原市本郷町善入寺 |
| 種 別 | 工 作 物 |
| 構 造 | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造二階建て |
| 面 積 | 延べ一、一〇三・〇六平方メートル |
| 二 処分価格 | 二四三、七一六、〇〇〇円 |
| 三 相手方 | 三原市本郷町善入寺六四番地三一
広島国際空港株式会社 |

(提案理由)

広島空港の経営改革に伴い、空港運営権者が空港機能を補完する施設を一体活用できる環境を整備するため、広島空港連絡歩道橋を処分しようとするものであるが、処分しようとする工作物の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十四号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

所 在	種 別	地目、構造又は種目	面 積 又 は 数 量
広島市南区比治山本町一〇三九番地の一	土地建物	宅地 鉄筋コンクリート造地下 一階地上五階建て塔屋付 鉄骨コンクリート造平家 建て	二、〇七八・四五平方メートル 一棟 延べ三、〇九四・七五平方メートル 一棟 五・〇〇平方メートル
〃	工作物	困 雑工作物	六〇・五四メートル 一個

二 貸付期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

三 相手方

広島市南区比治山本町一二番二号

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

(提案理由)

社会福祉法人広島県社会福祉協議会に無償で貸し付けている財産を同法人に引き続き無償で貸し付けるため、県議会の議決を求める。

県第二十五号議案

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定により、次のおり損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 損害賠償額 八、一七六、一五二円
- 二 債 権 者 福山市在住 個人（三、三八七、七〇八円）
国 （四、七八八、四四四円）

(提案理由)

平成三十一年四月十日福山東警察署職員の行為によって発生した交通事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第二十六号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県総合グラウンドの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県総合グラウンド

二 指定管理者となる団体の名称

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

美津濃株式会社

広島市西区観音新町二丁目一番一二四号

公益財団法人 広島県教育事業団

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

ミズノスポーツサービス株式会社

広島市南区南吉島一丁目二番三七号

株式会社 ユニサス

広島市中区基町五番四四号

三栄産業株式会社

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県総合グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第二十七号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県民文化センターふくやまの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県民文化センターふくやま

二 指定管理者となる団体の名称

福山市東桜町七番一号

菅波楽器株式会社

東広島市西条大坪町八番二七号

株式会社 陸地コンサルタント

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県民文化センターふくやまの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第二十八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立文化芸術ホールの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立文化芸術ホール

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区橋本町五番一―号

株式会社 R C C文化センター

広島市中区基町五番四四号

三栄産業株式会社

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立文化芸術ホールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第二十九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立県民の森の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立県民の森

二 指定管理者となる団体の名称

庄原市西城町大佐七四一番地二

株式会社 アグリヒバゴン

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立県民の森の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求めらる。

県第四十号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立もみのき森林公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立もみのき森林公園

二 指定管理者となる団体の名称

廿日市市吉和一五九三番地七五

一般財団法人 もみのき森林公園協会

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和六年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立もみのき森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四條の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県健康福祉センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十二号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立視覚障害者情報センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市東区戸坂千足二丁目一番五号

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第
二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十三号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県聴覚障害者センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県聴覚障害者センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

一般社団法人 広島聴覚障害者協会

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県聴覚障害者センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四條の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十四号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立広島産業会館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立広島産業会館

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区千田町三丁目七番四七号

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立広島産業会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十五号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立ふくやま産業交流館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立ふくやま産業交流館

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社 イズミテクノ

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立ふくやま産業交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十六号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県栽培漁業センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県栽培漁業センター

二 指定管理者となる団体の名称

竹原市高崎町字西大乘新開一八五番地の一二

一般社団法人 広島県栽培漁業協会

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県栽培漁業センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十七号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立みよし公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立みよし公園

二 指定管理者となる団体の名称

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

美津濃株式会社

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

ミズノスポーツサービス株式会社

大阪市中央区伏見町四丁目四番一号

星光ビル管理株式会社

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立みよし公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立びんご運動公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立びんご運動公園

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社 イズミテクノ

広島市中区橋本町五番一一号

株式会社 R C 文化センター

広島市東区東蟹屋町五番五号

シンコースポーツ中国株式会社

三 指定の期間

令和三年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立びんご運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十九号議案

広島高速道路公社の定款の一部変更について

広島高速道路公社から地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第五項の規定により、次のとおり基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九〇、八二九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四五、四一四、八〇〇、〇〇〇円 広島市 四五、四一四、八〇〇、〇〇〇円</p>	<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、八九、〇七九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四四、五三九、八〇〇、〇〇〇円 広島市 四四、五三九、八〇〇、〇〇〇円</p>

(提案理由)

広島高速道路公社から基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

県第五十号議案

広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和三年度

二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第五十一号議案

包括外部監査契約の締結について

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

二 契約金額

一七、六四一、〇〇〇円を上限とする額

三 契約の相手方

安 部 貴 之（公認会計士）

四 契約期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(提案理由)

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

県第五十二号議案

公立大学法人県立広島大学に係る中期目標の一部
変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり公立大学法人県立広島大学の中期目標の一部を変更することについて、県議会の議決を求める。

令和三年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

公立大学法人県立広島大学中期目標の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>広島県公立大学法人中期目標</p> <p>基本的な考え方 本格的な人口減少や経済社会のグローバル化、技術革新等による産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化する中、高等教育においては、知識・技能を学んで修得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する力を育成することが求められている。</p> <p>広島県公立大学法人（令和三年三月三十一日までは公立大学法人県立広島大学。以下「法人」という。）では、本県経済を持続的に発展させ、地域の活力を維持していくため、地域の課題を解決し、地域創生に貢献できる「課題探究型地域創生人材」の育成を目指す既存の県立広島大学の学部・学科等の再編と、「解のない課題に果敢にチャレンジし、粘り強く新しい時代を切り開いていく人材」を育てる新たな教育モデルの構築を両輪とする改革を推進していく。こうした取組を通して、これからの社会で活躍するために必要となる資質・能力を身に付けさせ、社会に送り出すことが、法人の使命であり、この改革の実現に向けて、本中期目標の期間においては、次に掲げる事項を積極的に推進する。</p> <p>三（略）</p> <p>1（略）</p> <p>（一）・（二）（略）</p> <p>（三）運営体制に関する目標</p> <p>（1）既存の法人の下、小規模な単科大学を設置して、教学部門を明確に分離するとともに、事務局等管理部門の共通</p>	<p>公立大学法人県立広島大学中期目標</p> <p>基本的な考え方 本格的な人口減少や経済社会のグローバル化、技術革新等による産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化する中、高等教育においては、知識・技能を学んで修得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する力を育成することが求められている。</p> <p>公立大学法人県立広島大学では、本県経済を持続的に発展させ、地域の活力を維持していくため、地域の課題を解決し、地域創生に貢献できる「課題探究型地域創生人材」の育成を目指す既存の県立広島大学の学部・学科等の再編と、「解のない課題に果敢にチャレンジし、粘り強く新しい時代を切り開いていく人材」を育てる新たな教育モデルの構築を両輪とする改革を推進していく。こうした取組を通して、これからの社会で活躍するために必要となる資質・能力を身に付けさせ、社会に送り出すことが、公立大学法人県立広島大学の使命であり、この改革の実現に向けて、本中期目標の期間においては、次に掲げる事項を積極的に推進する。</p> <p>三（略）</p> <p>1（略）</p> <p>（一）・（二）（略）</p> <p>（三）運営体制に関する目標</p> <p>（1）既存の公立大学法人県立広島大学の下、小規模な単科大学を設置して、教学部門を明確に分離するとともに、事</p>

化や施設の共用などで効率化を図りつつ、それぞれの独立性、特長を踏まえた効果的な運営を図る。

(2)
(略)

務局等管理部門の共通化や施設の共用などで効率化を図りつつ、それぞれの独立性、特長を踏まえた効果的な運営を図る。

(2)
(略)

(提案理由)

叡啓大学の開学による一法人二大学の運営体制の構築を踏まえ、法人名称を変更することに伴い、公立大学法人県立広島大学中期目標の一部を変更することについて、県議会の議決を求める。